

官報

号外 昭和六十三年十二月二十日

○第百十三回 衆議院会議録 第二十二号

昭和六十三年十二月二十日(火曜日)

議事日程 第十七号

昭和六十三年十二月二十日

正午開議

第一 日本放送協会昭和六十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

○本日の会議に付した案件

土井たか子君の故議員三木武夫君に対する追悼演説

演説

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

日程第一 日本放送協会昭和六十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

一般職の職員給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

法律案(内閣提出)

法律案(内閣提出)

法律案(内閣提出)

法律案(内閣提出)

法律案(内閣提出)

法律案(内閣提出)

法律案(内閣提出)

昭和六十三年十二月二十日 衆議院会議録第二十二号 故議員三木武夫君に対する追悼演説

午後零時二分開議

○議長(原健三郎君) これより会議を開きます。

故議員三木武夫君に対する追悼演説

○議長(原健三郎君) 去る十一月十四日逝去されました議員三木武夫君に対し弔意を表するため、

土井たか子君から発言を求められております。これを許します。土井たか子君。

〔土井たか子君登壇〕

○土井たか子君 「議会の子」として本院に五十二年有半の長きにわたって在職された三木武夫先生は、去る十一月十四日、御病弱をなしく逝去されました。

私は、皆様御賛同を得て、議員一同を代表し、

全国民の前に謹んで追悼の言葉を申し述べたいと存じます。(拍手)

ただいま私は、この壇上に立ちまして、一つの

議席が空席になり、そこに真っ白いカーネーションの花があるのを、万感胸に迫る思いで見詰めるのであります。日本の政治にとりまして、何と大きな、余りにも大きな空席でありましょうか。この席のあるじは、生涯を通じて、世界の平和への貢献を目指され、政界の浄化に挺身されました。

今も、耳を澄ませば、あのつやと張りのある声で現在の政治を憂え、しかる数々の言葉があの議席から聞こえてくるような思いがいたします。

その声は、党派を超えて、私たち後輩議員の政治浄化に対する努力が足りないことを悲しんでもおられます。私は、ここで、今の政治の中に三木先生の魂を生かすべく真剣に取り組むことを皆様とともに厳粛にお誓いしたいと存じます。(拍手)

それこそが、今は亡き三木武夫先生のみたまにさ

さげる本当の花束であると信じるからであります。

三木先生は、明治四十年三月に徳島県板野郡御所村、現在の土成町に生まれ、徳島県立徳島商業

から、今は兵庫県立尼崎北高等学校となりました。中外商業に転じ、明治大学法科に学ばれました。

在学中に一年三カ月にわたって欧米を旅行され、一たん帰国後、昭和七年から四年間米国に留学され、アメリカン大学を卒業、マスター・オブ・

アーツの資格を得られ、後、改めて明治大学を優秀な成績で御卒業になりました。

既に徳島商業在学中に全校ストライキを指導、放校処分を受けておられますが、それは野球部の資金集めに絡んだ学校当局の不正を糾弾したものであります。まさに梅檀は双葉より芳しと申すべく、ここには、三木少年の後年に至るまで変わらぬ不正を憎む心と政治指導者としての資質がありありとあらわれていたのであります。

また、これからの青年は国際的視野を身につけることこそが必要と痛感された先生は、昭和四年、激動期にあったヨーロッパ各国を見聞して、そこで自由のとうとさをつくづく感じられ、さらにジュネーブで開かれていた国際連盟軍縮会議を傍聴して、フランス外相ブリアン氏の軍縮演説に深い感動を覚えられたことなどが、後年、戦時下の選挙に際して大政翼賛会の非推薦を貫く初心となつたのであります。

こうした若き日の志は真つすぐに政治家となることに向けられ、昭和十二年三月に学窓を巣立られると直ちに四月の総選挙に立候補、地盤、看板、かばんの世に言う「三はん」のうち一つさえなかつたにもかかわらず、見事に当選の栄を得られ

昭和六十三年十二月二十日 衆議院会議録第二十二号 故議員三木武夫君に対する追悼演説

四三四

たのであります。(拍手)当選の日によい満三十歳と一カ月、当時の被選挙権ぎりぎりでありました。

三木先生が初当選された昭和十二年は、日中戦争が盧溝橋で火を噴いた年であります。前年には二・二六事件が起きておりました。

三木先生は、この時代を政党政治が腐敗墜落して国民の信を失っていたときであつたとらえ、青年将校の決起には国民の共感を呼ぶ部分もあつたとしておられました。もちろん、三木先生は青年将校の行動を是認されたではありません。政党が腐敗して利権ばかりをあさり、内部から崩れていくとき、政治はだれに握られるか、戦前の軍部の専横は政党がみずから招き寄せたものであるという考えでありました。それは結局、泥沼の戦争に至る道へつなげていきました。政治腐敗を正すことと戦争を防ぐことは、こうして三木先生の政治の初心の中で見事に結び合っていたのであります。

三木先生の座右の銘が「信なくば立たず」であつたことはよく知られております。政治にとつて最も大切なことは、軍備を整えることではなく、食糧を満足させることでもない、何よりも人々が政治に信をおくようであればならないという論議の教えであります。それは同時に、三木先生のもも口癖であつた「私は国民大衆を恐れる。そして私は国民大衆を信頼する」という言葉とつながっております。国民を信頼しない者がどうして国民から信頼されるのでありましょうか。ここに民主主義者としての三木先生の真骨頂があつたと申せるのでありましょう。

日中戦争から、さらに米英とも一戦を交えるにしかず、「アメリカをたたくべし」という世論が沸騰する中で、貴重な米國での体験を通じて欧米の実力を目の当たりにされてきた先生は、日米関係の悪化はやがて我が國を破滅に導くものと判断されたのであります。昭和十三年二月、日比谷公会堂において、あらゆる妨害にもめげず、賀川豊彦氏、菊池寛氏らとともに「日米戦うべからず」と銘打った国民大会を開催し、会場を埋め尽くした聴衆を前に堂々と非戦の論陣を展開されました。その後、金子堅太郎氏を会長とする日米同志会を結成し、両國関係を憂慮する同志とともに日米開戦反対運動の先頭に立つて奮闘されたのであります。先生のこのような勇気ある御努力も束からず、ついに我が國は不幸にして戦争への道へ突入したのであります。

敗戦の日、戦争を回避できなかった責任をとつて議員を辞職すると言われた先生に、「これから日本はあなたの御活躍を一番必要としております。そのことは、米國で学んだあなたが一番御存じのほうではないですか」と言つて励まされ、辞職を思いとどまされたのは睦子夫人であつたというお話を聞きしています。(拍手)まことに胸の熱くなる思いでございます。

三木先生は、戦後政治の中で、四十歳の若さで片山内閣の通信大臣になられたりはしましたが、概して少数党や党内少数派を率いて活躍されております。心ない人々はこれを「パルカン政治家と呼び、また傍流の政治家と呼びましたが、三木先生自身は、パルカン国家とは「軍事大國でなく、困難な國際關係の中で自己の立場を切り開く國」との意味であるならば、自分は「理想を持つパル

カン政治家」であると誇らかに言われました。また、明治時代に本来の政党をつくつたのはいわゆる党人であり、後に与党の「本流」を自称する官僚政治家の流れをくむ者こそ政党政治の中では主流にすぎないと切り返しておられます。そうした烈々たる氣迫が三木先生の御生涯を貫いていたのであります。

三木先生は、通信大臣の後、鳩山内閣運輸大臣、岸内閣経企・科学技術庁長官、池田内閣科学技術庁長官、佐藤内閣通商産業大臣、外務大臣、田中内閣副総理・環境庁長官などを歴任されました。また、自由民主党幹事長、政務調査会長など、党の要職にもしばしばついておられます。この間、特筆しなければならぬのは、佐藤内閣外務大臣として非核三原則と武器禁輸三原則の策定に重要な役割を果たされ、沖縄返還に当たつては、佐藤首相に先んじて「核抜き、本土並み」の方針を明瞭に掲げられたことでもあります。

三木先生は、傍流と言われましたにもかかわらず、金権政治を指摘されて退陣された田中内閣の後を受け、党内唯一のクリーンな政治を行う人として、党内内外の衆望を担つて、昭和四十九年、第六十六代の内閣総理大臣となりました。(拍手)三木内閣の業績は、私たち野党から見ましてもまことに目覚ましいものがありました。

その中では、何よりもまず、あのロッキード事件の解明を不退転の決意で貫き通したことを挙げなければなりません。事件発覚当時の与党の状況から見まして、解明は三木内閣であつたからこそなされたと人は語り伝えております。三木先生によつて、日本の政治は腐敗にふたをしてしまふという最悪の事態を免れたのであります。

また、三木内閣は、防衛費のGNP一％枠を閣議決定し、核拡散防止条約の批准を果すなど、平和政策を前進させることに力を尽くされました。とりわけGNP一％枠の設定は、長く世界の歴史に記憶されるに違いないと確信するものであります。(拍手)

三木内閣の足跡の中で、私といたしましては、「私人として」ではありましたが、三木先生が昭和五十年八月十五日に靖國神社に歴代首相としては初めて参拝されたことを、ただ一つつらい気持ちで思い出しております。しかし、三木先生は、翌年夏、現職首相としてこれも初めて広島と長崎の原爆祈念式典に出席されました。このことにも触れなければ、木を見て森を見ないと申すものであります。

三木先生は、「アジアを大事にせよならん」がまた一つの口癖でありました。今は各國首腦の唱える「アジア太平洋時代」という言葉も、六〇年代の半ばに三木先生が最初に言い出されたものだと同っております。一九七五年、三木先生の首相時代に始まった先進國首腦會議、サミットのランブイエで開かれた第一回のとき、三木先生は、波の大蔵省を説き伏せ、各國首腦に強く働きかけ、共同声明の中に南北問題を盛り込むことに成功されたと言われております。

本日、三木先生の夫人睦子さんが議場においてなつていらつしゃいますが、夫人は現在「アジア婦人會」の会長をなさつておいでになります。この會は、アジア諸國に勤務した外交官を初めアジアに縁のある女性たちの集まりで、アジア諸國からの留学生や研修生を親睦會に招いたり、細々とした面倒を見ることをされておられるのであり

ます。先生が亡くなられたニュースに接するや、嘆き悲しむアジア各国の留学生からの思い出やお悔やみの手紙が後を絶たないというのを承り、外交の真髓とは何かを教えられる気がいたしました。(拍手)

ここで私は、三木先生につきましまして私の個人的な思い出を申し述べることを皆様にお許しいただきたいと存じます。

私は三木先生と、委員会の合間や本院の食堂などで、与野党の立場を離れ、親しくもろもろの話をさせていたことがしばしばございました。そのような会話の中で、あるとき三木先生が軍縮についての話題の中で言われましたことが耳に残っております。

先生は、しみじみとした口調でこうおっしゃったのであります。「土井さん、男はだめなんだよ。男は戦う歴史をつくってしまったんだからね。そこへいくと女の人は、武器をとって戦った歴史を持たない。戦うことは間違っているという知恵を初めから持っている。これからは、そうした女の人の理性が政治を切り開いていく時代なんだと思いますよ」。もちろん、これには三木先生一流の女性に対するお世辞が含まれているとは思いますが、和のために尽くすことを大事にしてこられた先生の誠実さがあふれていたことを、私は確信をもって思い出すことができるのであります。

三木先生は、御家庭では決して怒らない方であつたのであります。睦子夫人によりますと、夫人はよく先生に、「あんたはいつも腹が寝ている。たまには腹を立てなくちゃだめじゃない」と激励なさつたものだからであります。しかし、家

庭では物静かな三木先生の腹は、日本の政治が汚れ、世界の平和が核の脅威にさらされ続けていることにいつも立ち上がり、激しい怒りを燃やしておられたに違いありません。そして今また、私たち日本政治の周囲には、三木先生が怒り、悲しまれる状態を示す事件が、連日のマスコミをにぎわせております。

まことに三木先生の清潔政治と平和追求の足跡は偉大でありました。病床にありながらも、筆を休めることなく、政治倫理法案と選挙浄化特別措置法案の草稿を練られていたことを聞き、私は、そこに政党政治家三木武夫先生の真髓を見る思いがいたすのであります。(拍手)

先生が常に胸中に去来し続けていたのは、国家、国民であり、我が国議会の将来であつたのではないでしようか。今三木先生を失つたことは、ただ自民党にとつてのみならず、三木先生が信をおかれた国民すべてにとりまして極めて大きな不幸であります。惜しみても余りあるものと申さねばなりません。

先生がその生涯をかけられた議会活動五十年の表彰は、憲政史上、尾崎學堂先生に次ぐお二人目でありました。人は皆必ず別れのときがあると申しましたも、三木先生との別れは何と悲しいことでありましょう。去る十二月五日、日本武道館において、故三木武夫先生の衆議院・内閣合同葬が、しめやかに盛大にとり行われました。議会上初めての合同葬であります。その合同葬に内外の実に数多くの人々が悲しみのうちに別れを惜しんで参列されている姿に接して、私は心打たれたのであります。

三木先生の愛読された論語には、「学んで思わざれば則ち阿し。思うて学ばざれば則ち殆し」という言葉がございます。三木先生から学ばなければならぬことは、ただいま申し上げたことの何倍も何十倍もあるでありましょう。学ぶべきことは多い上、そのことを考えなければ、私たちの前進はあり得ないのであります。

三木武夫先生今やなし、まさに「巨星落つ」の实感がひしひしと胸に迫つてまいるのであります。先生、願わくは、この国の政治の行方に、国民の信頼を回復すべく努力する私どもに息吹を与え、見守ってください。「議會の子三木武夫先生のありし日は、私どもの忘れ得ぬ勇氣であり、情熱であり、誇りであります。

私は、政治的立場と主義主張を超えて、長く永く、これからの歴史に生きる三木先生御生前の幾多の功績をたたえ、その高く清らかな御人格をのび、先生に学び、考え、政治の浄化と平和の追求に一層の力を尽くすことを、ここに皆様とともにお誓いし、もつて追悼の言葉にかえたいと存じます。

三木武夫先生、安らかに眠りください。(拍手)
議長(原健三郎君) 御報告いたすことがあります。

元本院副議長秋田大助君は、去る十一月二十九日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえまません。同君に対する弔詞は、議長において去る十二月七日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕
衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもつてその功勞を表彰され、さきに本院副議長文教委員長社会労働委員長外務委員長の要職につき、また國務大臣の重任にあたられた正三位殿一等秋田大助君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます

運輸審議会委員任命につき同意を求めめるの件
議長(原健三郎君) お諮りいたします。
内閣から、運輸審議会委員に平四郎君を任命したいので、本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、同意を与えるに決しました。

日程第一 日本放送協会昭和六十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書
議長(原健三郎君) 日程第一、日本放送協会昭和六十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書を議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長塚原俊平君。
日本放送協会昭和六十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

昭和六十三年十二月二十日 衆議院會議録第二十二号
故議員三木武夫君に対する追悼演説 元副議長秋田大助君逝去につき弔詞贈呈の報告 運輸審議会委員任命につき同意を求めめるの件 日本放送協会昭和六十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書 四三五

昭和六十三年十二月二十日 衆議院會議録第二十二号

日本放送協会の昭和六十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書、貸借対照表及び損益計算書

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案外二案

四三六

「塚原俊平君登壇」

○塚原俊平君 たいだいま議題となりました日本放送協会昭和六十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て内閣より提出された日本放送協会の昭和六十年度の決算であります。

まず、財産目録及び貸借対照表によりまして、昭和六十年度末における資産総額は三千三百二十九億七千七百万円でありまして、前年度に比べ二百七十億三千三百万円の増加となっております。

これに対し、負債総額は一千五百一十一億二千四百万円、前年度に比べ百九億三千九百万円の増加となっております。また、資本総額は一千八百八億五千三百万円でありまして、前年度に比べ百六十億九千四百百万円の増加であります。

次に、損益計算書によりまして、昭和六十年度中の経常事業収入は三千四百七億六千三百万円、経常事業支出は三千二百五十七億五千万円で、この結果、経常事業収支差金は百五十億一千三百万円となっております。これに経常事業外収支差金等を加えますと、当期事業収支差金は百六十億九千四百百万円であります。

本件には、「検査の結果記述すべき意見はない。」旨の会計検査院の検査結果が添付されております。

本委員会におきましては、本件について、去る十二月十四日政府及び日本放送協会から説明を聴

取し、質疑を行い、採決の結果、本件は賛成多数をもって異議がないと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本件の委員長の報告は異議がないと決したものであります。本件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

○自見庄三郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(原健三郎君) 自見庄三郎君の動議に御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

「内閣提出」

○議長(原健三郎君) 一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長竹中修一君。

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及び同報告書

「本号末尾に掲載」

「竹中修一君登壇」

○竹中修一君 たいだいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案は、本年八月四日の人事院勧告を勧告どおり実施しようとするもので、その内容は、

一般職の職員の給与について、全俸給表の全俸給月額、初任給調整手当、扶養手当及び住居手当の額の改定等を行うとともに、寒冷地手当の加算額を改定しようとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、内閣総理大臣、国務大臣、大使、公使及び秘書官並びに国際花と緑の博覧会政府代表等の特別職の職員について、

一般職の職員の給与改定にあわせて、その俸給月額の改定等を行うとするものであります。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額の改定等を行うとするものであります。

以上三法律案は、十一月二十二日本委員会に付託され、本日、高島総務庁長官及び田澤防衛庁長官からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、一括して質疑を行い、これを終了いたしましたところ、日本共産党・革新共同の柴田睦夫君外一名から、一

般職の職員に給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対し、寒冷地手当法に係る改正規定を削除し、題名を改める旨の修正案が提出され、趣旨説明の後、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣の意見を聴取いたしましたところ、高島総務庁長官から、政府としては反対である旨の意見が述べられました。

次いで、採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、一般職の職員に給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって、特別職の職員に給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は賛成多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、一般職の職員に給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対して、寒冷地手当加算額の改善に関し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) これより採決に入ります。まず、一般職の職員に給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、特別職の職員に給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であり、また、両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○自見庄三郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(原健三郎君) 自見庄三郎君の動議に御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長戸沢政方君。

〔本号末尾に掲載〕

〔戸沢政方君登壇〕

○戸沢政方君 ただいま議題となりました両法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両案は、一般の政府職員に給与改定に伴い、裁判官及び検察官についても、一般の政府職員の例に準じてその給与を改定しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、これに対応する内閣総理大臣その他の特別職の職員に俸給の増額に準じ、その他の裁判官の報酬並びに検察官の俸給については、これに対応する一般職の職員に俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額すること、

第二に、これらの給与の改定は、昭和六十三年四月一日にさかのぼって行うこと等であります。

委員会においては、本日提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終了し、直ちに採決を行った結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○自見庄三郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、国会に置かれる機関の休日に関する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(原健三郎君) 自見庄三郎君の動議に御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

国会に置かれる機関の休日に関する法律案

(議院運営委員長提出)

○議長(原健三郎君) 国会に置かれる機関の休日に関する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員理事村岡兼造君。

国会に置かれる機関の休日に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔村岡兼造君登壇〕

○村岡兼造君 たいだいま議題となりました国会に置かれる機関の休日に関する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、国会に置かれております機関につきまして、行政機関、裁判所等と同様に、週休二日制を推進することを目的として土曜閉庁方式を導入しようとするものであります。その内容について、概要を御説明申し上げます。

第一は、日曜日並びに毎月の第二及び第四土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日は国会に置かれる機関の休日とし、当該機関の職務は原則として行わないものとしております。なお、国会に置かれる機関の休日においても、当該各機関が必要に応じて権限を行使し、またはその所掌事務を遂行することを妨げるものではないことを規定しております。

第二は、国会に置かれる機関に対する申し立てその他の行為の期限で一定の要件に該当するものについては、その期限である日が国会に置かれる機関の休日に当たるときは、その翌日をもって期限とみなすこととしております。

なお、以上のほか、附則において、この法律は行政機関の休日に関する法律施行の日から施行することといたしております。

本案は、議院運営委員会において起草、提出されたものであります。何とぞ、御賛同くださるようお願いを申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。午後零時四十六分散会

出席国務大臣

- 法務大臣 林田悠紀夫君
- 運輸大臣 石原慎太郎君
- 郵政大臣 中山 正暉君
- 国務大臣 田澤 吉郎君
- 国務大臣 高鳥 修君

○朗読を省略した議長長の報告

(通知書受領)

一、去る五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律
一、去る九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地方自治法の一部を改正する法律
裁判所の休日に関する法律
行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律
統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律
行政機関の休日に関する法律

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律
一、去る十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律
肉用子牛生産安定等特別措置法
遊漁船業の適正化に関する法律

(報告書受領)
一、去る九日、内閣から次の報告書を受領した。

第百十二回国会衆議院において採択された請願の処理経過
一、去る十四日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和六十二年(出納整理期間を含む。)における予算使用の状況
一、去る十六日、内閣から次の報告書を受領した。

広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書
長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書
旧軍港市転換事業進捗状況報告書
別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
横浜国際港都建設事業進捗状況報告書

神戸国際港都建設事業進捗状況報告書

奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書

松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

報告書

軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書

報告書

(政府委員承認)

一、去る七日、原議長は、竹下内閣総理大臣申し出の次の者を、第百十三回国会政府委員に任命することを承認した。

建設省道路局長事務取扱 鈴木 道雄

一、昨十九日、原議長は、竹下内閣総理大臣申し出の次の者を、第百十三回国会政府委員に任命することを承認した。

公安調査庁次長 古賀 宏之

(政府委員任命)

一、去る七日、竹下内閣総理大臣から原議長あて、七日議長において承認した鈴木道雄を、同日第百十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨十九日、竹下内閣総理大臣から原議長あて、十九日議長において承認した古賀宏之を、同日第百十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、去る七日、竹下内閣総理大臣から原議長あて、同日(建設省道路局長)三谷浩の第百十三回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、昨十九日、竹下内閣総理大臣から原議長あて、第百十三回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の官職名 氏名 異動後の官職名 年月日

公安調査庁次長 佐藤 道夫 最高検察庁公判部長 三・三・五

(離席変更)

一、去る九日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

三六九 宮澤 喜一君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

鈴木 恒夫君 補欠 瓦 力君

環境委員

辞任

瓦 力君 補欠 鈴木 恒夫君

議院運営委員

辞任

中山 成彬君

三原 朝彦君

石破 茂君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

補欠

石破 茂君

鳩山由紀夫君

中山 成彬君

三原 朝彦君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

鳩山由紀夫君

桜井 新君

武村 正義君

松田 九郎君

稲葉 修君

加藤 紘一君

金丸 信君

木部 佳昭君

佐藤 一郎君

金丸 信君

林 大幹君

野間 友一君

浜田 幸一君

松田 九郎君

中野 雅弘君

中野 雅弘君

中野 雅弘君

中野 雅弘君

中野 雅弘君

中野 雅弘君

中野 雅弘君

中野 雅弘君

中野 雅弘君

中野 雅弘君

中野 雅弘君

中野 雅弘君

中野 雅弘君

中野 雅弘君

補欠

木部 佳昭君

金丸 信君

桜井 新君

遠藤 武彦君

松田 九郎君

武村 正義君

榎本 和平君

榎本 和平君

榎本 和平君

榎本 和平君

榎本 和平君

榎本 和平君

榎本 和平君

榎本 和平君

榎本 和平君

榎本 和平君

榎本 和平君

榎本 和平君

榎本 和平君

榎本 和平君

榎本 和平君

榎本 和平君

榎本 和平君

榎本 和平君

榎本 和平君

昭和六十三年十二月二十日 衆議院會議録第二十二号 朗読を省略した議長の報告

逓信委員

野中 広務君

前田 武志君

森 喜朗君

鈴木 宗男君

建設委員

鈴木 宗男君

森 喜朗君

木間 章君

木間 章君

予算委員

上村千一郎君

森 喜朗君

辻 一彦君

木間 章君

森 喜朗君

上村千一郎君

地方行政委員

官澤 喜一君

金子 一義君

金子 一義君

官澤 喜一君

法務委員

稲葉 修君

木村 義雄君

加藤 紘一君

中川 昭一君

宮里 松正君

園田 博之君

木部 佳昭君

片岡 武司君

木村 義雄君

石渡 照久君

佐藤 一郎君

武村 正義君

塩川正十郎君

江口 一雄君

塩崎 潤君

川崎 二郎君

園田 博之君

古賀 正浩君

中川 昭一君

笹山 登生君

丹羽 兵助君

鳩山由紀夫君

石渡 照久君

稲葉 修君

江口 一雄君

塩川正十郎君

片岡 武司君

木部 佳昭君

川崎 二郎君

塩崎 潤君

古賀 正浩君

宮里 松正君

笹山 登生君

加藤 紘一君

武村 正義君

佐藤 一郎君

鳩山由紀夫君

丹羽 兵助君

鳩山由紀夫君

丹羽 兵助君

農林水産委員

石破 茂君

稲葉 修君

衛藤征士郎君

木部 佳昭君

遠藤 武彦君

加藤 紘一君

川崎 二郎君

佐藤 一郎君

近藤 元次君

塩川正十郎君

杉浦 正健君

丹羽 兵助君

保岡 興治君

塩崎 潤君

山崎平八郎君

宮澤 喜一君

加藤 紘一君

石破 茂君

特別委員

塩川正十郎君

近藤 元次君

塩崎 潤君

保岡 興治君

丹羽 兵助君

杉浦 正健君

宮澤 喜一君

山崎平八郎君

特別委員

特別委員

特別委員

特別委員

特別委員

特別委員

特別委員

特別委員

特別委員

特別委員

(議案送付)

一、去る二日、予備審査のため次の本院議員提案案を参議院に送付した。

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律案(議院運営委員長提出)

一、去る二日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律案

(議案通知書受領)

一、去る五日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律案

一、去る九日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地方自治法の一部を改正する法律案

裁判所の休日に関する法律案

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律案(第百十二回国会内閣提出、本院継続審査)

統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案(第百十二回国会内閣提出、本院継続審査)

行政機関の休日に関する法律案

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十六日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

遊漁船業の適正化に関する法律案

一、去る十六日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

肉用子牛生産安定等特別措置法案

(議案撤回)

一、去る二日、議員からの申し出により次の議案は撤回された。

リクルート疑惑等調査特別委員会設置に関する決議案(寺前巖君外一名提出)

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十四日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通信行政に関する事項

二、郵政事業に関する事項

三、郵政監察に関する事項

四、電気通信に関する事項

五、電波監理及び放送に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

昭和六十三年十二月十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
通信委員長 塚原 俊平

衆議院議長 原 健三郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、建設行政の基本施策に関する事項

二、都市計画に関する事項

三、河川に関する事項

四、道路に関する事項

五、住宅に関する事項

六、建築に関する事項

七、国土行政の基本施策に関する事項

二、調査の目的

建設行政及び国土行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

昭和六十三年十二月十四日

建設委員長 中村喜四郎

衆議院議長 原 健三郎殿

(質問書提出)

一、去る三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

建設残土及び廃棄物の処理に関する質問主意書

(寺前巖君提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

長野県下上空における米軍ジェット機による低空飛行訓練に関する質問主意書(串原義直君提出)

一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「国際文化公園都市」構想についての国の施策に関する質問主意書(村上弘君提出)

一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本企業等の米国・西太平洋戦域ミサイル防衛構想研究参加に関する質問主意書(東中光雄君提出)

輸入未承認の医療機器による保険不正受給問題に関する質問主意書(野間友一君提出)

オゾン層を破壊するフロンを使用する化学塗料

のJIS規格化等に関する質問主意書(草川昭三君提出)

(書并通知書受領)

一、去る十三日、内閣から、衆議院議員寺前巖君提出建設残土及び廃棄物の処理に関する質問に對して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十三年十二月二十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十六日、内閣から、衆議院議員串原義直君提出長野県下上空における米軍ジェット機による低空飛行訓練に関する質問に對して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十三年十二月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

日本放送協会昭和六十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右
国会に提出する。

昭和六十二年一月二十三日

内閣総理大臣 中曾根康弘

内閣総理大臣 中曾根康弘殿

61 換 第 465 号
昭和 61 年 12 月 8 日

会計検査院長 大久保 孟剛

日本放送協会昭和 60 年度財産目録等の回付について

日本放送協会昭和 60 年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書の検査を了したのでこれを回付する。

なお、検査の結果記述すべき意見はない。

1 昭和 60 年度財産目録

財 産 目 録
昭和 61 年 3 月 31 日現在

科 目	内 容		合 計
	摘 要	金 額	
(資産の部)		千円	千円
流動資産	現金	88,266	60,262,441
現金及び預金	現金	14,792,456	14,890,722
	預金	11,769,897	1,995,897
受信料未収金	受信料未収金 未収受信料欠 未引当金	8,774,000	35,021,895
有価証券	受信料未収金の 収納不能見越額 金融債、国債は か		43,198
貯蔵品	放送記念品		
前払費用	前払費用		
未収金	未収金		
その他の流動資産	その他の流動資産		
固定資産	固定資産		
有形固定資産	有形固定資産		
建物	建物		
構築物	構築物		
機械及び装置	機械及び装置		
放送衛星	放送衛星		
差入保証金	差入保証金		
仮払金	仮払金		
諸立替払金	諸立替払金		
建物質借保証金 ほか	建物質借保証金 ほか		
長期借入金利息 ほか	長期借入金利息 ほか		
有価証券利息は か	有価証券利息は か		
翌年度番組関係 費	翌年度番組関係 費		
翌年度受信料収 納費	翌年度受信料収 納費		
その他の前払費 用	その他の前払費 用		
97,661,326		255,913,861	
821,780		218,812,082	
150,996		62,538,630	
85,122,696			
75,239,131			
46,101,235			
230,122,834			
159,149,889			
19,042,118			
11,090,810			
7,951,308			
3,821,276			
548,910			
315,938			
3,161,830			
975,776			
4,186,123			

車面及び運搬具	車面及び運搬具 減価償却累計額	中継車ほか	4,814,715	1,874,394	放送債券発行費	355,387
器	器具 減価償却累計額	楽器、事務用器 具ほか	3,440,321	416,142	放送債券発行費 用未償却額	135,783
土地	器具 減価償却累計額	放送会館・放送所敷地ほか	1,326,308	21,519,379	放送債券発行費 未償却額	219,554
放送衛星建設仮勘定		放送衛星2号b、3号	910,666	17,808,551	流動負債 (負債の部)	382,977,139
その他の建設仮勘定		国際放送送信施設ほか	21,519,379	6,562,287	一年以内に返済する長期借入金	62,321,329
無形固定資産	施設利用権	受電設備利用権ほか	1,007,831	1,130,153	一年以内に償還する放送債券未払金	4,120,000
無形固定資産	その他の無形固定資産	地上権	32,322	1,130,153	契約収納事務費	7,225,337
出資その他の資産		金融債、国債ほか	1,127,542	36,471,176	放送債券利息	1,585,478
長期保有有価証券			294,500	81,549,102	その他の未払金	423,157
出資	通信・放送衛星関係事業に対する出資		1,127,542	1,362,042	3月分電力料ほか	5,217,202
長期前払費用		NHK放送情報サービスほか	294,500	3,560,032	翌年度分受信料の収納額	45,458,132
特 定 資 産		放送衛星保険料ほか	3,560,032	16,446,000	技術協力料ほか	1,510,360
放送債券償還積立資産		放送債券償還資金積立金	16,446,000	16,446,000	集金委託保証金ほか	88,803,000
					源泉徴収所得税ほか	48,010,000
					固定負債	25,198,000
					放送借入金	15,600,000
					退職手当引当金	151,124,329
					負債合計	151,124,329

昭和六十三年十二月二十日 衆議院会議録第二十二号 日本放送協会昭和六十年度財産目録(貸借対照表及び損益計算書)及びその関係資料

その他の流動負債合計	1,510,360	18.7
流動負債	62,821,829	
固定負債	48,010,000	
長期借入金	25,193,000	
退職引当金	15,600,000	
退職手当引当金	88,803,000	26.7
負債合計	151,124,829	45.4
(資本)		
資本	147,698,184	
繰上資本	163,376	
剰余金	147,534,759	
固定資産	18,060,595	
繰上資産	18,060,595	
負債合計	16,094,081	54.6
流動負債	181,852,810	
負債合計	382,977,189	100.0

3 昭和60年度損益計算書

昭和60年4月1日から昭和61年3月31日まで

損益計算書

科 目	金 額	千円
経常事業収入	337,030,483	340,762,501
受取利息	1,243,209	
受取利息	2,488,799	

経常事業支出	89,476,888	325,750,130
国内放送料	2,329,862	
国内契約受信料	35,097,630	
受取利息	1,205,804	
調査研究費	1,575,818	
退職手当・厚生費	3,804,620	
一般管理費	111,794,597	
減価償却費	32,728,995	
未収受信料欠損償却費	8,814,475	
経常事業収支差金	29,148,091	
	9,774,000	15,012,371

経常事業外収入	6,780,449	7,183,785
経常事業外支出	413,396	
経常事業外収支差金	5,274,029	5,274,029
経常事業外収支	1,919,756	

経常資本	8,354,000	16,982,127
繰上資本	8,578,127	
特別収入	469,300	514,339
特別支出	37,140	
特別収支差金	7,899	

昭和六十三年十二月二十日 衆議院会議録第二十二号 日本放送協会昭和六十年年度財産目録 貸借対照表及び損益計算書並びに関係書類

収	特別支出 固定資産売却損 固定資産除却損 過年度損益修正損 その他の特別支出	1,352,385 702,006 142,990 107,389 400,000
支	当期事業収支差金 資本支出充当 事業収支剰余金	16,094,081 8,354,000 7,740,081

4 昭和60年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

1 決算概説

日本放送協会は、昭和60年度において、昭和59年度を初年度とする3か年の経営計画の第2年度として、ニューメディア時代における新しい放送の実用化等の事業を重点的に進めるとともに、経営全般にわたる、極力業務の合理的、効率的運営を推進し、視聴者の要望にこたえて、放送の全国普及とすべいた放送の実施により、国民生活の充実に資するよう努めた。

当年度末の資産、負債及び資本の状況を財産目録と貸借対照表でみると資産総額3,329億7,713万9千円に対し、負債総額1,511億2,482万9千円であり、資本総額は1,818億5,281万円で、このうち当期事業収支差金は160億9,408万1千円である。

次に、当年度中の損益の状況を損益計算書でみると経常事業収入3,407億6,250万1千円に対し、経常事業支出は3,257億5,013万円で、差し引き経常事業収支差金は150億1,237万1千円であり、これに経常事業外収支差金19億1,975万6千円を加えた経常収支差金は169億3,212万7千円である。

これに特別収入5億1,433万9千円を加え、特別支出13億5,238万5千円を差し引いた当期事業収支差金は、160億9,408万1千円であり、当期事業収支差金のうち、資本支出充当は83億5,400万円、事業収支剰余金は77億4,008万1千円である。

なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

2 資産、負債及び資本並びに損益の状況

当年度末における資産、負債及び資本の状況及び当年度内のその増減並びに当年度における損益の状況は、次のとおりである。

(1) 財産目録及び貸借対照表
(比較貸借対照表)

(単位 千円)

区 分	昭和59年度末	昭和60年度末	増	減
現金及び預金	11,772,178	14,880,722	△	3,108,544
受取債権	2,156,183	1,995,897	△	160,286
有価証券	28,840,376	35,021,895	△	6,181,519
貯蔵品	54,255	43,198	△	11,057
前払費用	5,289,387	4,186,128	△	1,103,214
未収金	3,480,574	3,161,830	△	318,744
その他の流動資産	1,014,606	972,776	△	41,830
流動資産合計	(17,2) 62,607,509	(18,1) 60,262,441		7,654,932
有形固定資産	200,913,501	218,312,082		17,398,581
建物	61,259,989	62,538,630		1,278,641
構築物	29,652,653	29,137,896	△	514,757
機械及び装置	59,236,989	70,973,445		11,677,506
運搬具	12,601,122	7,951,308	△	4,649,814
車両及び運搬具	1,182,422	1,374,394		191,972
器具	408,249	416,142		7,893
土地	21,247,838	21,519,379		271,541
放送衛星建設仮勘定	14,253,088	17,308,551		3,550,453
その他の建設仮勘定	1,007,241	6,592,257		5,585,046
無形固定資産	1,091,214	1,130,153		38,939
出資その他の資産	34,273,210	36,471,176		2,197,966
長期保有有価証券	32,967,021	31,549,102	△	1,417,919
資産	1,272,042	1,362,042		90,000

長期前払費用	34,147	3,560,032		3,525,885
固定資産合計	236,277,925 (77.2)	255,913,361 (76.9)	19,635,436	
特定資産積立資産	16,673,000 (5.5)	16,446,000 (4.9)	227,000	
放送債券発行費用	157,241	135,733	21,458	
放送債券発行差金	227,950	219,554	8,396	
繰延資産合計	(0.1) 385,191	(0.1) 355,397	29,854	
資産合計	305,943,625 (100.0)	332,977,139 (100.0)	27,033,514	
一年以内に返済する長期借入金	2,876,000	4,007,000	1,131,000	
一年以上に償還する放送債券	5,440,000	4,120,000	1,320,000	
未償付私金	7,399,305	7,225,387	673,468	
受信料前受金	43,064,950	45,458,132	2,393,182	
その他の流動負債	1,540,641	1,510,360	30,281	
流動負債合計	(19.9) 60,820,396	(18.7) 62,321,329	1,500,433	
放送債券	46,130,000	48,010,000	1,880,000	
長期借入金	17,884,000	25,193,000	7,309,000	
退職手当引当金	15,350,000	15,600,000	250,000	
固定負債合計	(25.9) 79,364,000	(26.7) 88,803,000	9,439,000	
負債合計	(45.8) 140,184,896	(45.4) 151,124,329	10,939,433	
資本	139,643,134	147,698,134	8,055,000	
繰上資本	163,375	163,375	0	
固定資産充当資本	139,473,759	147,534,759	8,055,000	

積立金	443,574	18,060,595	17,617,021
繰越剰余金	443,574	18,060,595	17,617,021
当期事業収支差金	25,672,021	18,094,081	9,577,940
資本合計	(54.2) 165,758,729	(54.6) 181,852,510	16,094,081
負債資本合計	(100.0) 305,943,625	(100.0) 332,977,139	27,033,514

(注) ()内は、資産合計及び負債資本合計を100とした構成比率(%)である。
 資産の部
 当年度末の資産総額は、前年度末の3,059億4,382万5千円に比べ270億3,351万4千円増加し、3,329億7,713万9千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和59年度末		昭和60年度末		増 減
	金額	構成比率(%)	金額	構成比率(%)	
流動資産	52,607,509	17.2	60,262,441	18.1	7,654,932
固定資産	236,277,925	77.2	255,913,361	76.9	19,635,436
特定資産	16,673,000	5.5	16,446,000	4.9	227,000
繰延資産	385,191	0.1	355,397	0.1	29,854
合 計	305,943,625	100.0	332,977,139	100.0	27,033,514

流動資産
 当年度末の流動資産は、前年度末の526億750万9千円に比べ76億5,493万2千円増加し、602億6,244万1千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和59年度末	昭和60年度末	増 減
現金及び預金	11,772,178	14,880,722	3,108,544
受信料未収金	2,156,183	1,995,897	160,286
有価証券	28,840,376	35,021,895	6,181,519

貯蔵費用金	54,255	43,198	△	11,057
前払費用	5,289,387	4,186,123	△	1,103,214
未収金	3,480,574	3,161,830	△	318,744
その他の流動資産	1,014,606	972,776	△	41,830
合計	52,807,509	60,262,441		7,854,932

注1 現金及び預金

(単位 千円)

区分	金額	摘要
現金	88,266	
預金	14,792,456	銀行預金、郵便振替ほか
合計	14,880,722	

注2 受信料未収金

(単位 千円)

区分	金額	摘要
受信料未収金	11,769,897	当年度末の受信料未収額
未収受信料欠損引当金	9,774,000	翌年度における収納不能見越額
合計	1,995,897	

注3 有価証券

(単位 千円)

区分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘要
金融債	12,052,244	12,052,244	12,052,244	長期信用債券ほか
国債	12,968,000	13,629,720	13,629,720	
政府保証債	400,000	396,000	396,000	公営企業債券ほか

電信電話債	2,944,415	2,906,494	2,906,494	電力債券ほか
事業債	1,000,000	992,500	992,500	
外債	千*円 25,000	5,044,937	5,044,937	米国財務省証券
合計	千*円 25,000 29,359,659	35,021,895	35,021,895	

注4 貯蔵品の貸借対照表計上額は、原面法により算出している。

注5 前払費用

(単位 千円)

区分	金額	摘要
放送記念品	43,198	放送出演記念用タオルほか

注6 未収金

(単位 千円)

区分	金額	摘要
翌年度番組関係費	3,321,275	翌年度放送テレビ番組「いのち」等番組制作経費
翌年度受信料収納費	548,910	受信料前受金に対応する収納事務費
長期借入金利息	219,600	長期借入金の翌年度分利息
その他の前払費用	96,338	営業所等翌年度分賃借料ほか
合計	4,186,123	

注7 有価証券等利息

(単位 千円)

区分	金額	摘要
有価証券等利息	1,042,949	金融債等の当年度分利息
その他の未収金	2,118,881	国際放送関係交付金第4・四半期分ほか
合計	3,161,830	

注7 その他の流動資産

区	分	金額	額	摘	要
差入保証金	821,780			建物質借保証金ほか	
仮払	150,996			諸立替払金	
合	計	972,776			

(単位 千円)

注8 固定資産

区分	前年度末高		当年度末高		増減		減価償却累計額		差引当年度末高	
	前年度末高	当年度末高	増	減	当年度末高	前年度末高	減価償却累計額	前年度末高	当年度末高	
有形固定資産	440,527,473	48,075,967	14,476,291	474,127,149	255,815,117	218,312,032				
建物	94,627,556	3,543,894	510,124	97,661,326	35,122,696	62,538,630				
構築物	72,908,233	3,647,568	1,311,670	75,239,131	46,101,235	29,137,896				
機械及び装置	211,677,592	30,086,989	11,641,747	230,122,834	159,149,389	70,973,445				
放送衛星	19,042,118	0	0	19,042,118	11,090,810	7,951,308				
車両及び運搬具	4,472,653	683,118	311,056	4,814,715	3,440,321	1,374,394				
器具	1,291,144	73,862	38,198	1,266,308	910,666	416,142				
放送衛星建設仮勘定	21,247,838	298,603	27,062	21,519,379	—	21,519,379				
その他の建設仮勘定	14,258,098	3,550,453	0	17,808,551	—	17,808,551				
無形固定資産	1,007,241	6,221,480	636,434	6,592,287	—	6,592,287				
(有形・無形固定資産) 合計	442,822,598	48,245,132	14,549,331	476,518,399	257,076,214	219,442,185				
出資その他の資産	34,273,210	3,622,453	1,424,487	36,471,176	—	36,471,176				
長期保有有価証券	32,967,021	—	1,417,919	31,549,102	—	31,549,102				
出	1,272,042	90,000	—	1,362,042	—	1,362,042				
長期前払費用	34,147	3,532,453	6,568	3,560,082	—	3,560,082				
合	計	477,095,808	51,867,585	15,973,818	512,989,575	257,076,214	255,913,361			

(単位 千円)

注1 有形固定資産及び無形固定資産の当年度増加額のうち、建設計画の実施に伴う増加は、47,557,085千円であり、その内容は次のとおりである。

新放送施設の整備(衛星放送設備の整備、テレビジョン文字多重放送設備の整備等) 7,007,239千円

テレビジョン、ラジオ放送網の整備(総合放送6局、教育放送7局、中波第1放送2局、FM放送3局の開設、放送装置の更新等) 14,978,576千円

番組設備の整備(地域放送先発のための機器の整備等) 20,972,613千円

研究設備等の整備(研究開発設備の整備、事務機器の整備等) 4,598,657千円

注2 当年度末のその他の建設仮勘定残高6,592,287千円の内容は、国際放送送信施設整備5,233,466千円、放送用テープ自動倉庫更新等1,358,821千円である。

注3 当年度末の無形固定資産残高1,130,153千円の内容は、受電設備利用権等施設利用権1,097,881千円、地上権32,272千円である。

注4 当年度末の長期前払費用残高3,560,082千円の内容は、放送衛星保険料3,530,785千円、放送列敷地賃借料等29,297千円である。

注5 長期保有有価証券

注6 出資

区分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘	要
金融	9,563,906	9,563,906	9,563,906		長期信用債券ほか
国	7,700,000	7,622,321	7,622,321		
府	5,900,000	5,829,000	5,829,000		公営企業債券ほか
電	4,800,000	4,762,250	4,762,250		
信	3,800,000	3,771,625	3,771,625		電力債券
業					
合	計	31,763,906	31,549,102	31,549,102	

(単位 千円)

注7 出資

出	先	前年度末残高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末残高	一株の額	当年度末株数
通信・放送衛星	機	1,127,542	0	0	1,127,542	—	—
関連事業に対する	出	144,500	90,000	0	234,500	—	—
出資		20,000	60,000	0	80,000	50,000円	1,600株
関NHK放送情報サービス							

(単位 千円)

区 分	昭和59年度末	昭和60年度末	増 減
例NHK美術センター	8,000	8,000	500円
例日本放送出版協会	6,500	6,500	50円
全日本テレビサービス例	5,000	5,000	500円
例NHKテレニカルサービス	26,000	26,000	50,000円
キヤノンサービス例	2,000	2,000	50,000円
例NHKエンタープライズ	55,000	55,000	50,000円
例NHKコンピュータサービス	22,000	22,000	50,000円
例日本文字放送	0	20,000	50,000円
例近畿文字放送	0	10,000	50,000円
合 計	1,272,042	90,000	01,362,042

上記出資は、放送法第9条の3に基づき郵政大臣の認可を受けて出資している。

(ウ) 特定資産
放送法第42条第3項に基づき放送債券償還のために積み立てた資産であり、その増減状況は次表のとおりである。

区 分	昭和59年度末	昭和60年度末		増 減
		増	減	
放送債券償還積立資産	16,673,000	5,213,000	5,440,000	16,446,000

(ロ) 繰延資産
翌年度以降にわたり費用となるもので、前年度末の3億8,519万1千円に比べ2,985万4千円減少し、3億5,583万7千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和59年度末	昭和60年度末	増 減
放送債券発行費	157,241	135,788	△
放送債券発行差金	227,950	219,554	△
合 計	385,191	355,337	△

イ 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の1,401億8,489万6千円に比べ109億3,943万3千円増加し、1,511億2,432万9千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和59年度末		昭和60年度末		増 減
	金額	構成比率(%)	金額	構成比率(%)	
流動負債	60,820,396	43.4	62,921,329	41.2	1,500,433
固定負債	79,864,000	56.6	88,803,000	58.8	9,439,000
合 計	140,184,396	100.0	151,124,329	100.0	10,939,433

ロ 流動負債

当年度末の流動負債は、前年度末の608億2,089万6千円に比べ15億43万3千円増加し、623億2,132万9千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和59年度末	昭和60年度末	増 減
一年以上以内に返済する長期借入金	2,876,000	4,007,000	1,131,000
一年以上以内に償還する放送債券未払金	5,440,000	4,120,000	△
受信料前受金	7,899,305	7,228,337	△
その他の流動負債	43,064,950	45,458,132	2,393,182
合 計	15,400,641	15,110,360	△

注1 未払金

(単位 千円)

区 分	金額	摘 要
契約収納事務費	1,586,478	3月分受信契約取次・受信料収納事務費
放送債券の未払金	423,157	放送債券の当年度分利息
その他の未払金	5,217,202	3月分電力料ほか
合 計	7,225,837	

注2 受信料前受金

(単位 千円)

区	分	金額	摘要
	受信料前受金	45,459,132	翌年度分受信料の収納額
合計	計	1,510,360	

注3 その他の流動負債

(単位 千円)

区	分	金額	摘要
前受り	益金	179,107	技術協力料ほか
	金	44,273	集金委託保証金ほか
板	金	1,286,980	源泉徴収所得税ほか
合計	計	1,510,360	

(4) 固定負債

当年度末の固定負債は、前年度末の798億6,400万円に比べ94億3,900万円増加し、888億300万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	昭和59年度末	昭和60年度末	増減
放送債	債券	46,130,000	48,010,000	1,880,000
長期借入金	金	17,884,000	25,193,000	7,309,000
退職手当引当金	金	15,350,000	15,600,000	250,000
合計	計	79,364,000	88,803,000	9,439,000

注1 放送債券

(単位 千円)

区	分	昭和60年度			
		発行額	償還額	粗替額	年度末
	固定負債・放送債券	46,130,000	6,000,000	—	△4,120,000
	流動負債・一年以内	5,440,000	—	5,440,000	4,120,000
	に償還する放送債券	—	—	—	—
合計	計	51,570,000	6,000,000	5,440,000	—

注2 長期借入金

(単位 千円)

区	分	昭和59年度末	昭和60年度		年度末
		借入額	返済額	粗替額	
	固定負債・長期借入金	17,884,000	11,316,000	—	△4,007,000
	流動負債・一年以内	2,876,000	—	2,876,000	4,007,000
	に返済する長期借入金	—	—	—	—
合計	計	20,760,000	11,316,000	2,876,000	—

上記長期借入金の昭和60年度末残高29,200,000千円の借入先別金額は、第一勧業銀行16,986,000千円、富士銀行3,212,000千円、住友銀行3,212,000千円、三菱銀行2,044,000千円、三井銀行2,044,000千円、三和銀行1,168,000千円、日本長期信用銀行584,000千円である。

ウ 資本の部

当年度末の資本の部の総額は、前年度末の1,657億5,872万9千円に比べ160億9,408万1千円増加し、1,818億6,281万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	昭和59年度末	昭和60年度末	増減
資	本	139,643,134	147,698,134	8,055,000
積	立	448,574	18,080,595	17,617,021
当期事業収支差金	金	25,672,021	16,094,081	△9,577,940
合計	計	165,763,729	181,852,810	16,094,081

ウ 資本

(単位 千円)

区	分	昭和59年度末	昭和60年度末	増減
承	継	163,375	163,375	0
固定資産	充	139,479,759	147,534,759	8,055,000
資本	本	—	—	—
合計	計	139,643,134	147,698,134	8,055,000

承継資本は、旧社団法人日本放送協会から承継した純資産である。

固定資産充当資本は、固定資産の再評価益を資本に組み入れた額及び過年度の当期事業収支差金及び積立金のうち、資本支出に充当し固定資産化されたものの累積額である。

当年度末の固定資産充当資本は、1,475億3,475万9千円であり、その内容は次のとおりである。

固定資産再評価益の資本組み入れ額 30億8,857万7千円
資本支出充当累積額 1,444億4,618万2千円

なお、当年度末の固定資産充当資本の増加80億5,500万円は、前年度の当期事業収支差金のうち、資本支出に充当した額を組み入れたものである。

(イ) 積立金

(単位 千円)

区 分	昭和59年度末	昭和60年度末	増 減
繰 越 剰 余 金	443,574	18,060,595	17,617,021

過年度の当期事業収支差金のうち、固定資産充当資本組み入れ額を除いたものである。

当年度末の繰越剰余金180億6,069万5千円は、前年度末の繰越剰余金4億4,357万4千円に、前年度の当期事業収支差金のうち、翌年度以降の財政安定のために繰り越した176億1,702万1千円を繰り入れたものである。

(ウ) 当期事業収支差金

(単位 千円)

区 分	昭和59年度末	昭和60年度末	増 減
当期事業収支差金	25,672,021	16,094,081	△ 9,577,940

当年度末の当期事業収支差金は160億9,408万1千円であり、このうち、83億5,400万円は資本支出に充当し、77億4,008万1千円は翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

(2) 損益計算書 (比較損益計算書)

(単位 千円)

区 分	昭和59年度		昭和60年度		増 減
	金額	(注)	金額	(注)	
経常事業収入	386,113,722	(100.0)	340,762,501	(100.0)	4,648,779
受 信 料	392,591,161		397,080,498		4,489,332
交 付 金 収 入	1,264,644		1,243,209		21,435
副 次 収 入	2,257,917		2,488,799		230,882
経常事業支出	813,598,529	(93.2)	825,750,130	(95.6)	12,151,601
国内放送送配費	85,681,633		89,476,638		3,795,005
国際放送送配費	2,301,282		2,329,662		28,380
契約対策費	34,565,116		35,097,630		532,514
受信対策費	1,242,846		1,205,604		37,242
広報費	1,531,925		1,575,818		43,893
調査研究費	3,547,674		3,804,620		256,946
退職手当・厚生費	107,409,144		111,794,597		4,385,453
一般管理費	32,461,008		32,728,995		267,992
減価償却費	7,511,144		8,814,475		1,303,331
未収受信料欠損償却費	27,701,762		29,148,091		1,446,329
経常事業収支差金	22,515,193	(6.7)	15,012,971	(4.4)	△ 7,502,522
経常事業外収入	6,240,802	(1.8)	7,198,785	(2.1)	953,483
財務収入	5,441,696		6,780,449		1,338,553
雑収入	798,706		413,336		△ 385,370

外収支	経常事業外支出	(1.5) 5,072,213	(1.5) 5,274,029	201,816
	財務費	5,072,213	5,274,029	201,816
経常収支	経常事業外収支差金	(0.3) 1,168,089	(0.6) 1,919,756	751,667
	経常収支差金	(7.0) 23,683,282	(5.0) 16,932,127	6,751,155
当	資本支出充当	8,055,000	8,354,000	299,000
	当期剰余金	15,628,282	8,578,127	7,050,155
特	特別収入	(0.8) 2,701,426	(0.1) 514,339	2,187,087
	特別支出	(0.2) 712,687	(0.4) 1,352,385	639,698
支	固定資産売却損	559,914	702,006	142,092
	固定資産除却損	152,773	142,990	9,783
収	固定資産修繕費	0	107,389	107,389
	その他の特別支出	0	400,000	400,000
当期事業収支差金		(7.6) 25,672,021	(4.7) 16,094,081	9,577,940
資本支出充当		8,055,000	8,354,000	299,000
事業収支剰余金		17,617,021	7,740,081	9,876,940

(注) ()内は、経常事業収入を100とした比率(%)である。

ア 経常事業収支

経常事業収入3,407億6,250万1千円に対し、経常事業支出は3,257億5,013万円であり、差し引き経常事業収支差金は150億1,237万1千円である。

なお、前年度の経常事業収入3,361億1,372万2千円、経常事業支出3,135億9,852万9千円に比較すれば、経常事業収入は46億4,877万9千円、経常事業支出は121億5,160万1千円の増加である。

イ) 経常事業収入
経常事業収入の増加は、主として受信契約件数の増加等に伴う受信料収入の増加によるものであり、その内容は次表のとおりである。

区	分	昭和59年度		昭和60年度		増減
		頭加	末	頭加	末	
受信料収入	普通	332,591,161	△	337,030,498	△	4,439,332
	副次	1,264,644	2,257,917	1,248,209	2,488,799	21,485
合計		336,113,722	340,762,501	340,762,501	4,648,779	

注1 受信料 (単位 千円)

区	分	昭和59年度	昭和60年度	増減
普通受信料	普通	14,096,905	13,484,961	△ 611,944
	副次	318,494,256	323,545,532	5,051,276
合計		332,591,161	337,030,498	4,439,332

なお、有料受信契約件数の増減状況は、次表のとおりである。

区	分	昭和59年度		昭和60年度		増減
		頭加	末	頭加	末	
普通契約	普通	2,011	97	2,011	△	88
	副次	27,925	349	27,925	349	527
合計		29,936	446	29,936	446	615
カウー契約	普通	28,274	1,914	28,274	1,914	1,826
	副次	29,936	252	29,936	252	439
合計		58,210	2,166	58,210	2,166	2,265

注2 交付金収入

区 分	昭和59年度	昭和60年度	増	減
国際放送関係交付金	1,255,533	1,239,834	△	15,699
選挙放送関係交付金	9,111	3,375	△	5,736
合 計	1,264,644	1,243,209	△	21,435

(単位 千円)

注3 副次収入

区 分	昭和59年度	昭和60年度	増	減
放送番組の多角的活用	388,464	429,786		61,322
放送番組テキストの出版	868,120	1,179,240		316,120
技術協力・特許実施諸諾	484,364	407,322	△	67,042
NHKホール外部利用	251,338	310,927		59,589
素材提供等	310,631	161,524	△	149,107
合 計	2,257,917	2,438,799		230,882

(単位 千円)

注4 経常事業支出

昭和60年度事業計画に基づき、経営全般にわたり極力業務の合理的、効率的運営を推進しつつ、各部門の業務活動を積極的に実施した結果は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和59年度	昭和60年度	増	減
国内放送送納費	86,681,633	89,476,638		3,795,005
国際放送送納費	2,301,282	2,329,662		28,380
契約受信対策費	34,565,116	35,097,630		532,514
受信対策費	1,242,846	1,205,604	△	37,242
広報費	1,531,925	1,575,818		43,893

調査研究費	3,547,674	3,804,620	256,946
調 査	107,409,144	111,794,597	4,385,453
給 付	32,461,003	32,728,995	267,992
退職手当・厚生	7,511,144	8,814,475	1,303,331
一般管理費	27,701,762	29,148,091	1,446,329
減価償却費	9,645,000	9,774,000	129,000
未収受信料欠損償却費			
合 計	313,598,529	325,750,130	12,151,601

注1 国内放送費

(単位 千円)

区 分	昭和59年度	昭和60年度	増	減
番組組	57,970,211	59,457,274		1,487,063
技術運用費	20,239,127	22,071,354		1,832,227
技術施設費	7,472,295	7,948,010		475,715
合 計	85,681,633	89,476,638		3,795,005

注2 国際放送費

(単位 千円)

区 分	昭和59年度	昭和60年度	増	減
番組組	1,121,556	1,131,786		10,230
技術運用費	109,014	177,467		68,453
技術施設費	1,070,712	1,020,409	△	50,303
合 計	2,301,282	2,329,662		28,380

注3 契約収納費

(単位 千円)

区 分	昭和59年度	昭和60年度	増	減
契約納	3,125,494	3,474,770		349,276
契約納	24,690,561	24,993,028		302,467
契約収納推進費	6,749,121	6,629,892	△	119,229
合 計	34,565,116	36,097,630		532,514

注4 受信対策費

(単位 千円)

区 分	昭和59年度	昭和60年度	増 減
受信改善費	329,366	235,105	△
受信対策推進費	913,480	970,499	△
合 計	1,242,846	1,205,604	△
			37,242

注5 広報費

(単位 千円)

区 分	昭和59年度	昭和60年度	増 減
視聴者意向収集費	827,959	815,707	△
広報推進費	703,966	760,111	△
合 計	1,531,925	1,575,818	△
			43,893

注6 調査研究費

(単位 千円)

区 分	昭和59年度	昭和60年度	増 減
番組調査研究費	836,373	897,597	△
技術研究費	2,711,301	2,907,023	△
合 計	3,547,674	3,804,620	△
			256,946

注7 給与

(単位 千円)

区 分	昭和59年度	昭和60年度	増 減
給与	107,409,144	111,794,597	△
			4,385,453

上記昭和60年度給与の内容は、職員給与1,115億6,896万5千円、常勤役員報酬2億2,763万2千円である。

注8 退職手当・厚生費

(単位 千円)

区 分	昭和59年度	昭和60年度	増 減
退職手当・厚生費	32,461,003	32,728,995	△
			267,992

上記昭和60年度退職手当・厚生費の内容は、厚生保健費175億6,042万4千円、退職手当151億6,857万1千円である。

注9 一般管理費

(単位 千円)

区 分	昭和59年度	昭和60年度	増 減
一般管理費	7,511,144	8,814,475	△
			1,303,331

上記昭和60年度一般管理費の内容は、施設管理費50億7,341万1千円、職員管理費その他37億3,606万4千円である。

注10 減価償却費

(単位 千円)

区 分	取得価額	当年度償却額	償却額累計	現在価額	償却率
有形固定資産	428,206,982	29,021,085	255,815,117	172,391,815	59.7%
建物	97,661,326	2,187,085	35,122,696	62,538,630	34.0
構築物	75,239,131	4,046,465	46,101,235	29,137,896	61.3
機械及び装置	230,122,384	17,640,634	158,149,389	70,973,445	69.2
放送衛星	19,042,118	4,649,814	11,090,810	7,951,308	58.2
車両及び運搬具	4,814,715	438,549	3,440,321	1,374,394	71.5
器具	1,326,808	58,538	910,666	416,142	68.6
無形固定資産	2,358,928	127,006	1,261,097	1,097,831	53.5
施設利用権	2,358,928	127,006	1,261,097	1,097,831	53.5
合 計	430,565,860	29,148,091	257,076,214	173,489,646	59.7

上記当年度償却額は、有形固定資産のうち建物・構築物は定額法、機械及び装置・放送衛星・車両及び運搬具・器具は定率法、無形固定資産については定額法により算出している。

イ 経常事業外収支

経常事業外収入は71億9,878万5千円であり、経常事業外支出は52億7,402万9千円であり、差し引き経常事業外収支差金は19億1,975万6千円である。その内容は次表のとおりである。

ロ 経常事業外収入

(単位 千円)

区 分	昭和59年度	昭和60年度	増 減
財 務 収 入	5,441,596	6,780,449	1,338,853
雑 収 入	798,706	413,386	△ 385,370
合 計	6,240,302	7,193,785	953,483

注 財 務 収 入

(単位 千円)

区 分	昭和59年度	昭和60年度	増 減
受 取 利 息	5,438,416	6,773,369	1,338,953
受 取 配 当 金	2,180	2,080	△ 100
合 計	5,441,596	6,780,449	1,338,853

ハ 経常事業外支出

(単位 千円)

区 分	昭和59年度	昭和60年度	増 減
財 務 費	5,072,213	5,274,029	201,816
支 払 利 息	4,785,830	4,996,241	210,411
放送債券発行償還経費	286,383	277,788	△ 8,595

ウ 特 別 収 支
 固定資産売却損等の特別収入は5億1,433万9千円であり、固定資産売却損等の特別支出は13億5,288万5千円であり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
固 定 資 産 売 却 益	469,300	
固 定 資 産 受 贈 益	371,140	
過 年 度 損 益 修 正 益	7,899	固定資産の造成による評価益
合 計	514,339	

ロ 特 別 支 出

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
固 定 資 産 売 却 損	702,006	
固 定 資 産 除 却 損	142,990	
過 年 度 損 益 修 正 損	107,389	昭和59年度分未収受信料欠損額確定に伴う修正損
そ の 他 の 特 別 支 出	400,000	財団法人NHK放送研修センターへの出損
合 計	1,352,385	

エ 当 期 事 業 収 支 差 金

経常事業収支差金150億1,297万1千円に経常事業外収支差金19億1,975万6千円を加えた経常収支差金は169億3,212万7千円である。これに、特別収入5億1,433万9千円を加え、特別支出13億5,288万5千円を差し引いた当期事業収支差金は160億9,408万1千円であり、これは資本支出充当88億5,400万円及び事業収支剰余金77億4,008万1千円である。

なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

3 主たる設備の状況
当年度末における主たる設備の状況は次表のとおりである。

区分	土地		建物		機械及び装置	放送衛星	その他の固定資産	帳簿価額合計
	面積	金額	面積	金額				
放送会館 (うち、放送センター)	363,558㎡	10,674,006千円	521,187㎡	40,007,778千円	49,317,446千円	0千円	3,111,373千円	103,110,602千円
テレビジョン放送所	(82,650)	(5,079,586)	(198,087)	(19,151,107)	(19,792,491)	(0)	(885,536)	(44,858,670)
テレビジョン放送所	564,068	582,854	50,887	3,618,541	13,238,418	0	8,197,390	25,697,703
テレビジョン共同受信施設	2,169,784	6,402,028	40,920	5,086,712	6,324,034	0	4,167,049	21,979,823
放送衛星	0	0	0	0	0	0	14,638,948	14,638,948
その他の施設	2,251,290	3,860,492	272,398	13,825,599	2,093,547	7,951,308	0	7,951,308
合計	5,338,700	21,519,379	885,322	62,538,630	70,973,445	7,951,308	30,928,432	193,911,194

注1 その他の施設は放送技術研究所、放送文化調査研究所、通信部等である。
注2 その他の固定資産は構築物・車両及び運搬具・器具である。

4 収入支出の決算の状況

(1) 収入支出の決算
当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

(2) 予算総則の適用

ア 予算総則第4条第1項に基づき予算の流用..... 1億9,280万円

イ 他項から流用する項及び金額

特別支出..... 1億9,280万円

他の項へ流用する項及び金額..... 1億9,280万円

減価償却費..... △

イ 予算総則第5条第1項に基づき翌年度への建設費予算の繰り越し..... 32億9,612万5千円

放送衛星2号b製作・打ち上げ経費..... 15億787万円

国際放送送信施設整備経費..... 6億955万4千円

放送センターのニュース関係施設整備経費..... 11億7,922万1千円

イ 予算総則第5条第2項に基づき前年度からの建設費予算の繰り越し..... 38億568万8千円

放送衛星8号製作・打ち上げ経費..... 4億8,401万1千円

国際放送送信施設整備経費..... 39億2,167万7千円

エ 予算総則第6条に基づき予算の使用..... 6億2,539万円

(ウ) 非常災害による被害施設復旧対策経費(国内放送法、受信対策費、一般管理費、特別支出)..... 5億1,800万円

(ウ) 昭和60年度分未収受信料欠損額の増による予算の不足(特別支出)..... 1億739万円

オ 翌年度以降の財政安定のための繰越金..... 70億4,008万1千円

予算総額 7億円 決算額 77億4,008万1千円 増額 70億4,008万1千円

別表

(事業収支)

収入 支出 決算表

昭和60年度

款	項	算 額					決 算 額 (4)	予 算 残 額 (3)-(4)
		当 初 額 (1)	予 算 総 則 に 基 づ く 増 減 額 (2)		合 計 (1)+(2) (3)			
			第 4 条 流 用	第 6 条 予 備 費		増 減 額 計		
事業収入	料	千円 388,084,761	千円 0	千円 0	千円 0	千円 388,084,761	千円 388,084,761	千円 611,364
	収入	327,197,356	0	0	0	327,197,356	327,256,493	△
	入金	1,246,843	0	0	0	1,246,843	1,243,209	△
	収入	2,087,600	0	0	0	2,087,600	2,488,799	△
	入金	5,804,962	0	0	0	5,804,962	6,780,449	△
	収入	441,000	0	0	0	441,000	413,336	△
	入金	1,307,000	0	0	0	1,307,000	514,339	△
事業支出	入	千円 328,488,761	千円 0	千円 0	千円 0	千円 328,488,761	千円 322,602,544	千円 5,886,217
	費用	90,476,918	0	432,610	432,610	90,909,528	89,476,638	1,432,890
	費用	2,344,895	0	0	0	2,344,895	2,329,662	15,233
	費用	35,234,784	0	0	0	35,234,784	35,097,630	137,154
	費用	1,246,575	0	5,600	5,600	1,252,175	1,205,604	46,571
	費用	1,577,406	0	0	0	1,577,406	1,575,318	1,588
	費用	3,809,761	0	0	0	3,809,761	3,804,620	5,141
	費用	112,001,888	0	0	0	112,001,888	111,794,597	207,291
	費用	32,751,357	0	0	0	32,751,357	32,728,995	22,362
	費用	8,776,612	0	60,570	60,570	8,837,182	8,814,475	22,707
	費用	31,000,000	△	0	0	30,807,200	29,148,091	1,659,109
	費用	5,735,565	0	0	0	5,735,565	5,274,029	461,536
	費用	1,083,000	192,800	0	0	1,382,410	1,382,385	25
	費用	2,500,000	0	126,610	625,390	1,874,610	0	1,874,610
	費用	9,596,000	0	△	0	9,596,000	16,094,081	△
事業収支差金								6,498,061

(外) 添 加

(事業収支差金の内訳)			
資本支出当	当	繰越金	繰越金
8,896,000	0	8,896,000	8,896,000
700,000	0	700,000	7,740,081
			△ 7,040,081

(資本収支)

款	項	予		算	額		決	算	繰	繰	予
		初	額		増減額	計					
		(1)	(2)	(2)	(1)+(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(3)-(4)-(5)
資本収入	事業収支差金受入れ	68,161,000	千円 3,805,688	千円 0	千円 66,966,688	千円 61,229,616	千円 8,354,000	千円 3,296,125	千円 0	千円 2,440,947	
	減価償却資産受入れ	31,000,000	0	0	31,000,000	29,148,091	0	0	0	1,851,909	
	資産受入れ	782,000	0	0	782,000	971,525	0	0	△	179,525	
	放送債券還積立資産戻入れ	5,440,000	0	0	5,440,000	5,440,000	0	0	0	0	
	放長期借入金	6,000,000	0	0	6,000,000	6,000,000	0	0	0	0	
	長期借入金	11,083,000	3,805,688	0	14,888,688	11,316,000	3,296,125	0	226,563	0	
	建設費	68,161,000	3,805,688	0	66,966,688	61,176,685	3,296,125	0	2,494,478	0	
	出資	49,000,000	3,805,688	0	52,805,688	47,557,085	3,296,125	0	1,962,478	0	
	放送債券還積立資産繰入れ	90,000	0	0	90,000	90,000	0	0	0	0	
	放送債券償還金	5,213,000	0	0	5,213,000	5,213,000	0	0	0	0	
	放長期借入金返還金	5,440,000	0	0	5,440,000	5,440,000	0	0	0	0	
	資本収支差金	3,418,000	0	0	3,418,000	2,876,000	0	0	0	542,000	
		0	0	0	0	53,531	0	0	△	53,531	

前期繰越金 18,138,972 千円(このうち、翌年度以降の財政安定のための繰越金は 17,617,021 千円である。)
 当年度発生額 7,798,612 千円(事業収支差金 16,094,081 千円から事業収支差金受入れ 8,354,000 千円を差し引いた翌年度以降の財政安定のための繰越金 7,740,081 千円と資本収支差金 53,531 千円との合計額)
 後期繰越金 25,982,584 千円(このうち、翌年度以降の財政安定のための繰越金は 25,857,102 千円である。)

昭和六十三年十二月二十日 衆議院會議録第二十二号

日本放送協会昭和六十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに同報告書 一般職の職員に給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

日本放送協会昭和六十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する報告書

本件は、日本放送協会の昭和六十年年度決算であつて、これに関する説明書とともに、放送法第四十條第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出されたものである。

1 財産目録及び貸借対照表(昭和六十一年三月三十一日現在)
資産 総額 三、三三九億七、七三三万九千九百九十九円
負債 総額 一、五一一億二、四三三万九千九百九十九円

2 損益計算書(昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで)
經常事業収入 三、四〇七億六、二五〇万九千九百九十九円
經常事業支出 三、二五七億五、〇一三万九千九百九十九円

なお、当期事業収支差金については、八三億五、四〇〇万円を資本支出に充当し、残り七七億七、〇〇〇万円は、翌年度以降の財政安定のための財源としてその使用を繰り延べる。

衆議院議長 原 健三郎殿

逓信委員長 塚原 俊平

一般職の職員に給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案

昭和六十三年十一月二十二日 内閣総理大臣 竹下 登

一般職の職員に給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案
(一)一般職の職員に給与等に関する法律の一部改正
(二)一般職の職員に給与等に関する法律の一部改正

に改正する。
第十條の三第一項第一号中「二十三万九千九百九十九円」を「二十四万六千九百九十九円」に改め、同項第二号中「四万三千五百円」を「四万四千五百円」に改め、

別表第一 行政職俸給表(第六條関係)

イ 行政職俸給表(一)

Table with 12 columns (Grade 1 to 11) and 29 rows (Number 1 to 29). Columns represent monthly salary amounts for different grades. Values range from approximately 99,100 to 349,100 Yen.

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二條及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	88,900	123,600	139,500	157,500	182,000	207,500
2	91,600	128,800	145,500	163,700	188,300	214,200
3	94,400	134,100	151,500	169,800	194,500	220,900
4	97,200	139,500	157,500	175,900	200,800	228,200
5	99,800	145,000	163,600	182,000	207,000	235,600
6	102,900	150,300	169,700	188,100	213,300	243,200
7	106,300	155,600	175,500	193,700	219,400	250,800
8	109,900	160,800	181,200	199,000	224,900	258,400
9	113,800	165,900	187,000	204,300	230,300	266,100
10	118,400	170,900	192,400	209,600	235,700	273,600
11	123,600	175,800	197,400	214,600	241,100	281,200
12	128,800	180,500	202,400	219,500	246,500	288,500
13	134,000	185,100	207,200	224,400	251,800	295,800
14	139,100	189,500	212,000	229,300	257,000	302,200
15	144,000	193,700	216,700	234,100	262,100	308,500
16	148,600	197,500	221,300	239,000	267,100	314,700
17	152,900	201,300	226,000	243,300	271,900	320,900
18	157,100	204,900	230,800	247,300	276,400	326,400
19	160,900	208,500	235,100	250,800	280,600	331,600
20	163,800	211,100	239,200	254,200	284,600	336,100
21	166,700	213,300	242,400	257,300	288,500	340,600
22	169,600	215,600	245,200	260,400	292,100	345,000
23	172,400	217,700	247,600	263,400	294,800	348,400
24	175,000	219,800	250,000	266,200	297,300	
25	177,300	221,900	252,200	268,800	299,700	
26	179,500	224,000	254,500	271,400	302,100	
27	181,600	226,000	256,700	273,800		
28	183,700	228,200	258,900	276,000		
29	185,700	230,200	261,100			
30	187,600	232,100	263,300			
31	189,400		265,300			
32	191,200					

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	113,000	172,800	206,400	242,300	271,500	305,900	349,100
2	117,200	180,600	215,100	251,500	282,800	318,000	363,700
3	121,600	188,500	223,800	260,800	294,100	330,100	378,300
4	127,400	196,800	232,600	270,300	305,400	342,200	393,000
5	134,000	205,100	241,400	279,800	316,900	354,400	407,600
6	141,400	213,300	250,200	289,300	323,400	366,600	422,200
7	148,700	221,500	259,200	298,800	339,900	378,800	436,800
8	156,000	229,700	268,300	308,300	351,400	391,100	451,300
9	163,400	237,600	277,300	317,800	362,700	403,200	465,500
10	170,700	245,400	286,400	327,300	373,300	414,800	479,500
11	178,000	253,300	295,500	336,800	384,400	424,600	490,300
12	185,000	261,100	304,600	346,300	394,900	433,900	497,200
13	192,000	268,800	313,600	355,200	404,000	441,700	503,900
14	197,800	276,300	322,500	364,000	411,100	448,900	510,200
15	203,500	283,400	330,900	371,200	418,000	453,500	515,000
16	209,200	290,000	338,200	377,900	422,700		
17	214,500	295,100	345,000	382,400	427,400		
18	219,900	299,100	349,200	386,600	431,700		
19	224,800	302,900	353,200	390,700			
20	229,600	306,100	357,200	394,800			
21	234,300	309,300	361,200	398,600			
22	238,700	312,000	365,200				
23	242,300	314,700	369,200				
24	245,700	317,300	372,800				
25	248,300						

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	109,900	137,200	162,100	195,900	213,200	231,400	248,800	267,600	296,200	328,600	363,800
2	114,100	144,000	169,600	204,500	221,800	240,000	258,200	277,100	305,800	340,100	375,500
3	118,600	150,900	177,300	213,100	230,400	248,700	267,600	286,700	315,700	351,700	387,100
4	123,600	158,600	184,800	221,600	239,000	258,100	277,100	296,200	325,500	362,800	398,800
5	128,900	164,500	192,000	230,100	247,500	267,500	286,500	305,800	335,300	373,900	410,400
6	134,000	169,300	199,100	238,600	256,000	276,900	295,900	315,400	345,100	383,700	422,200
7	138,200	173,800	205,900	246,800	264,400	286,300	305,400	325,000	354,900	393,400	436,800
8	141,100	177,600	211,600	254,700	272,800	295,700	314,900	334,700	364,700	403,000	451,300
9	143,700	181,300	217,100	262,800	281,000	305,100	324,300	344,500	374,400	412,400	465,500
10	146,300	184,900	222,500	270,400	289,000	314,500	333,700	354,300	383,900	421,800	479,500
11	148,300	188,500	227,600	278,100	295,800	323,800	343,100	364,100	393,100	431,200	490,300
12	150,300	191,700	232,700	285,500	302,000	333,100	352,600	373,800	402,400	440,500	497,200
13	152,200	194,900	237,100	291,100	308,000	342,400	362,000	383,100	411,600	449,700	503,900
14	153,800	198,000	241,000	295,700	314,000	351,800	369,500	392,300	420,400	457,600	510,200
15		200,100	244,600	300,000	319,400	360,800	376,700	400,600	429,000	462,000	515,000
16			248,000	304,300	324,700	367,300	383,300	408,100	433,500		
17			250,200	307,600	329,400	373,400	388,800	412,500	438,000		
18				310,900	333,300	378,700	393,900	416,700	442,100		
19				313,700	337,100	382,900	398,000	420,900			
20				316,500	340,600	387,000	402,000	425,000			
21				319,000	343,400	390,900	406,000	428,800			
22				321,500		394,800	409,700				
23				323,900		398,600					
24						402,200					

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和六十三年十二月二十日 衆議院会議録第二十二号 一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 四六一

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	114,600	124,100	140,100	180,100	213,800	231,400	248,800	267,600	296,200	323,600	363,800
2	119,100	128,900	147,900	188,200	222,400	240,000	258,200	277,100	305,800	340,100	375,500
3	123,900	133,700	155,900	196,600	231,000	248,700	267,600	286,700	315,700	351,700	387,100
4	128,700	139,800	163,900	205,100	239,500	258,100	277,100	296,200	325,500	362,800	398,800
5	133,500	147,400	172,000	213,700	248,000	267,500	286,500	305,800	335,300	373,900	410,400
6	139,300	155,200	179,600	222,300	256,400	276,900	295,900	315,400	345,100	383,700	422,200
7	146,600	162,800	187,000	230,800	264,800	286,300	305,400	325,000	354,900	393,400	436,800
8	154,100	170,300	194,400	239,200	273,300	295,700	314,900	334,700	364,700	403,000	451,300
9	161,400	177,400	202,000	247,600	281,500	305,100	324,300	344,500	374,400	412,400	465,500
10	168,900	184,400	209,600	255,600	289,600	314,500	333,700	354,300	383,900	421,800	479,500
11	175,800	191,500	217,000	263,500	297,700	323,800	343,100	364,100	393,100	431,200	490,300
12	182,800	198,600	224,500	271,300	305,600	333,100	352,600	373,800	402,400	440,500	497,200
13	189,800	205,900	231,900	278,900	313,400	342,400	362,000	383,100	411,600	449,700	503,900
14	196,900	213,200	239,000	286,400	321,200	351,800	369,500	392,300	420,400	457,600	510,200
15	203,900	220,500	246,200	293,900	329,000	360,800	376,700	400,600	429,000	462,000	515,000
16	211,000	227,700	253,500	301,200	336,500	367,300	383,300	408,100	433,500		
17	217,700	234,300	260,700	308,300	343,600	373,400	388,800	412,500	438,000		
18	223,900	240,900	268,100	315,500	350,000	378,700	393,900	416,700	442,100		
19	229,900	247,400	275,600	322,400	355,800	382,900	398,000	420,900			
20	236,000	254,000	283,100	328,800	360,100	387,000	402,000	425,000			
21	242,000	260,400	290,400	335,200	363,700	390,900	406,000	428,800			
22	248,000	266,900	297,500	341,600	367,400	394,800	409,700				
23	254,200	273,400	304,700	347,300	370,900	398,600					
24	260,200	279,900	311,600	351,100	374,300	402,200					
25	266,200	286,200	318,000	354,400	377,700						
26	272,000	292,400	324,400	357,700	380,900						
27	277,500	298,300	330,800	361,000							
28	282,900	304,200	336,400	364,200							
29	287,100	309,400	340,200	367,400							
30	291,200	314,100	343,500	370,400							
31	295,400	318,300	346,800								
32	299,500	321,900	350,000								
33	302,100	324,900	353,200								
34		327,900	356,300								
35		330,900	359,200								
36		333,600									

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和六十三年十二月二十日 衆議院会議録第二十二号 一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 四六三

ロ 公安職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	109,900	137,200	162,100	195,900	213,200	231,400	248,300	267,600	296,200	328,600	363,800
2	114,100	144,000	169,600	204,500	221,800	240,000	258,200	277,100	305,800	340,100	375,500
3	118,300	150,900	177,300	213,100	230,400	248,700	267,600	286,700	315,700	351,700	387,100
4	124,200	158,600	184,800	221,600	239,000	258,100	277,100	296,200	325,500	362,800	398,800
5	129,800	164,500	192,000	230,100	247,500	267,500	286,500	305,800	335,300	373,900	410,400
6	135,500	170,100	199,100	238,600	256,000	276,900	295,900	315,400	345,100	383,700	422,200
7	140,400	175,600	205,900	246,800	264,400	286,300	305,400	325,000	354,900	393,400	436,800
8	145,100	180,900	212,100	254,700	272,800	295,700	314,900	334,700	364,700	403,000	451,300
9	149,400	186,000	218,300	262,600	281,000	305,100	324,300	344,500	374,400	412,400	465,500
10	153,400	190,800	224,300	270,400	289,000	314,500	333,700	354,300	383,900	421,800	479,500
11	157,400	195,600	230,100	278,100	296,400	323,800	343,100	364,100	393,100	431,200	490,300
12	161,500	200,400	235,500	285,500	303,200	333,100	352,600	373,800	402,400	440,500	497,200
13	165,600	205,200	240,900	292,000	310,000	324,400	362,000	383,100	411,600	449,700	503,900
14	169,400	210,000	246,300	297,500	316,500	351,800	369,500	392,300	420,400	457,600	510,200
15	173,300	214,300	251,700	302,700	321,900	360,300	376,700	400,600	429,000	462,000	515,000
16	176,900	218,400	256,300	307,600	327,400	367,300	383,300	408,100	433,500		
17	180,300	222,000	260,900	311,400	332,200	373,400	388,800	412,500	438,000		
18	183,300	225,600	265,100	314,700	336,100	378,700	393,900	416,700	442,100		
19	186,200	227,700	268,600	317,600	340,100	382,900	398,000	420,900			
20	189,000		271,100	320,300	343,700	387,000	402,000	425,000			
21	191,000		273,600	322,900	346,800	390,900	406,000	428,800			
22			276,100	325,500	349,600	394,800	409,700				
23			278,600	328,000		398,600					
24			281,000	330,400		402,200					
25			283,400								
26			285,600								

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	117,000	151,400	195,000	235,100	266,400	299,500	375,000
2	122,600	159,100	204,200	245,500	277,000	311,300	387,700
3	129,500	167,600	213,700	255,900	287,500	324,100	400,300
4	136,400	176,100	223,200	266,300	297,900	336,400	412,600
5	143,400	184,500	232,700	276,500	308,100	348,500	424,800
6	150,600	192,500	241,900	286,500	318,200	360,300	436,800
7	157,200	199,700	250,800	296,400	328,000	372,000	448,800
8	163,900	206,800	259,400	305,700	337,700	383,600	459,500
9	170,500	214,000	267,500	314,600	347,000	395,000	469,500
10	176,500	220,900	275,300	323,100	356,200	405,500	477,800
11	180,900	227,200	283,000	331,500	365,400	415,700	485,800
12	185,000	232,800	290,300	339,900	374,200	425,800	493,500
13	188,900	238,500	297,600	348,100	382,500	435,000	500,100
14	192,800	244,100	304,700	356,300	390,800	443,100	506,000
15	196,100	249,200	311,800	363,800	397,700	450,500	510,600
16	199,300	253,900	318,800	371,000	403,600	457,400	
17	202,500	258,700	325,400	378,200	409,200	463,700	
18	205,800	262,000	331,600	383,500	414,300	468,300	
19	207,900		335,300	387,800	419,400	472,800	
20			339,100	392,100	424,100	477,100	
21			342,800	396,300	428,300	481,200	
22			346,400	400,300	432,200		
23			349,800	404,200			
24			353,200	408,100			
25				411,800			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和六十三年十二月二十日 衆議院会議録第二十二号 一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 四六四

昭和六十三年十二月二十日 衆議院会議録第二十二号 一般職の職員給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 四六五

ロ 海事職俸給表(二)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額	6 級 俸 給 月 額
1	101,300	124,400	153,100	179,600	209,200	233,500
2	103,900	129,500	159,300	186,800	216,600	245,900
3	106,800	135,200	165,700	194,100	224,100	253,300
4	110,500	141,200	172,400	201,600	231,100	260,600
5	114,700	146,300	179,500	209,000	237,600	268,200
6	119,100	152,700	186,700	216,300	243,800	276,000
7	124,100	158,600	194,000	223,300	249,900	283,800
8	129,200	164,400	201,400	229,400	255,700	291,600
9	134,400	170,500	208,700	235,300	261,500	299,400
10	140,400	176,700	215,900	241,100	267,200	307,200
11	146,000	182,900	222,700	246,800	272,900	315,000
12	151,700	189,000	228,500	252,100	278,700	322,800
13	157,500	194,700	234,200	257,200	284,400	330,600
14	163,000	200,300	239,900	262,200	290,000	337,800
15	168,200	205,900	245,200	267,000	295,500	344,300
16	173,300	211,300	250,300	271,500	300,700	350,800
17	178,200	216,500	254,900	275,600	305,300	357,000
18	183,100	221,400	259,600	279,500	309,600	362,700
19	187,800	226,200	264,000	283,300	312,900	368,300
20	191,900	230,500	267,900	286,700	316,200	373,400
21	194,900	234,100	271,200	289,900	319,400	378,100
22	197,700	237,400	274,200	292,900	322,600	382,800
23	199,700	240,300	277,100	295,600	325,700	386,500
24		242,900	279,600	298,200	328,800	
25		245,300	282,000	300,800	331,700	
26		247,600	284,400	303,300	334,600	
27		249,900	286,800			
28		252,000	289,200			
29			291,500			
30			293,700			

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
1	116,600	143,200	195,900	223,200	292,500
2	121,700	151,800	204,700	233,300	303,400
3	127,100	160,300	213,700	243,500	314,500
4	133,900	169,100	222,900	253,700	325,600
5	140,800	178,000	232,200	269,000	336,700
6	148,100	187,000	241,600	279,300	348,000
7	155,500	195,800	251,100	289,600	359,300
8	163,300	204,600	260,500	299,700	370,600
9	171,600	213,500	269,900	309,900	381,800
10	179,900	222,300	279,300	319,900	393,000
11	188,200	231,000	288,300	329,400	404,200
12	196,100	239,500	297,200	338,100	415,400
13	203,400	247,900	306,000	346,600	426,600
14	210,500	255,200	314,800	355,000	437,900
15	217,000	262,500	323,400	363,100	449,200
16	223,500	269,000	331,600	371,200	460,200
17	229,600	275,300	339,700	379,000	469,900
18	235,600	281,600	347,500	386,900	479,600
19	241,500	287,700	355,300	394,400	489,100
20	247,100	293,800	363,100	401,300	498,000
21	252,600	299,800	370,500	408,200	506,100
22	258,000	305,700	377,900	414,900	512,300
23	263,100	311,300	384,500	420,900	517,500
24	268,100	316,900	390,600	426,900	522,300
25	272,000	322,500	394,900	432,200	
26	275,900	327,100	398,400	436,000	
27	279,600	330,900	401,900	439,800	
28	283,100	334,300	405,400	443,300	
29	285,700	337,600	408,600		
30	288,300	340,900			
31	290,900	344,100			
32	293,400	347,300			
33	295,900	350,400			
34	298,300	353,400			
35	300,700				

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	108,100	134,600	250,500	339,700
2	111,900	142,200	259,700	349,300
3	116,500	149,800	268,800	359,000
4	121,200	157,300	277,900	368,700
5	126,600	164,800	286,900	378,300
6	132,300	172,500	296,000	388,000
7	139,500	180,100	305,100	397,600
8	146,500	187,800	314,200	407,100
9	153,700	195,300	323,400	416,600
10	161,100	202,900	332,600	426,100
11	168,300	210,900	341,700	435,300
12	175,500	219,700	350,900	443,900
13	182,700	228,700	359,700	451,700
14	189,900	237,600	368,400	459,400
15	197,000	246,500	377,000	464,000
16	204,100	255,300	385,500	
17	211,100	264,100	394,000	
18	218,100	272,800	402,500	
19	225,000	281,500	411,000	
20	231,200	290,200	418,600	
21	237,300	298,300	425,900	
22	243,000	307,300	433,100	
23	248,700	315,900	440,100	
24	254,200	324,600	444,300	
25	259,600	332,500		
26	264,800	340,100		
27	269,900	347,600		
28	274,800	355,200		
29	279,500	362,600		
30	283,000	369,100		
31	286,500	375,300		
32	289,900	380,600		
33	293,000	385,300		
34	295,500	389,900		
35	297,900	394,500		
36	300,200	397,500		
37	302,600			
38	304,900			
39	307,100			
40	309,300			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和六十三年十二月二十日 衆議院会議録第二十二号 一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 四六六

ハ 教育職俸給表(三)

職務の級 号 俸	1 級		2 級		3 級		4 級	
	俸 給 月 額		俸 給 月 額		俸 給 月 額		俸 給 月 額	
1	円	108,100	円	116,500	円	213,800	円	336,000
2		111,900		122,300		223,000		344,600
3		116,500		128,300		232,200		353,300
4		121,200		134,600		241,400		361,800
5		126,600		142,200		250,500		370,400
6		132,800		149,800		259,700		378,900
7		139,500		157,300		268,800		387,500
8		146,500		164,800		277,900		395,800
9		153,600		172,500		286,900		403,300
10		160,900		180,100		295,900		410,800
11		167,800		187,800		304,800		417,500
12		174,700		195,300		313,000		424,300
13		181,300		202,900		321,200		429,800
14		187,900		210,900		329,300		435,100
15		194,200		219,700		337,400		439,200
16		200,400		228,700		345,300		
17		206,500		237,600		353,100		
18		212,400		246,500		361,000		
19		218,200		255,300		368,800		
20		223,700		264,100		376,400		
21		228,900		272,800		383,500		
22		233,900		281,400		390,000		
23		238,600		290,000		395,900		
24		243,000		298,500		400,900		
25		246,600		306,300		405,000		
26		250,100		313,900		408,300		
27		253,200		321,400		411,600		
28		255,900		328,600		414,600		
29		258,500		335,400				
30		260,800		341,900				
31		263,100		348,200				
32		265,400		354,300				
33		267,500		359,900				
34				365,400				
35				370,200				
36				374,400				
37				378,400				
38				382,400				
39				385,000				

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	121,100	152,900	195,900	248,500	381,700
2	128,200	160,900	204,700	258,700	392,900
3	135,700	169,400	213,700	269,000	404,100
4	143,200	178,200	222,900	279,300	415,300
5	150,900	187,100	232,200	289,600	426,500
6	158,600	196,800	241,600	299,700	437,800
7	166,400	204,600	251,300	309,900	449,100
8	174,500	213,500	261,100	319,900	460,200
9	182,600	222,300	271,300	329,400	469,900
10	190,800	231,100	281,400	338,700	479,600
11	198,500	239,900	291,500	348,000	489,100
12	206,200	249,000	301,600	359,300	498,000
13	213,600	258,100	311,600	370,600	506,100
14	220,600	267,200	321,100	381,800	512,400
15	227,500	276,100	330,200	393,000	517,600
16	234,100	285,000	339,100	404,200	522,400
17	240,500	293,400	347,800	415,400	
18	246,700	301,500	356,400	426,600	
19	252,600	309,400	364,600	437,900	
20	258,300	317,400	372,500	447,700	
21	263,600	325,300	380,100	454,400	
22	268,900	333,100	387,800	460,800	
23	274,100	340,900	394,700	467,000	
24	278,800	348,500	401,500	473,300	
25	283,200	355,900	408,000	478,700	
26	287,500	363,100	413,400	483,500	
27	290,600	370,100	418,800	487,800	
28	293,800	376,800	422,700		
29	296,900	383,400	426,500		
30	300,000	389,000	430,000		
31	302,900	394,400			
32	305,800	399,700			
33		403,300			
34		406,900			
35		410,200			

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	99,200	126,400	203,100	241,600	281,200
2	102,300	133,600	212,700	251,300	292,500
3	105,600	141,700	222,300	261,000	303,800
4	109,000	149,700	231,900	270,800	315,500
5	113,000	157,900	241,500	280,500	327,300
6	118,100	166,100	251,100	290,200	339,800
7	123,400	174,300	260,500	299,600	352,300
8	128,900	182,600	269,900	309,000	365,000
9	135,800	190,800	279,300	318,100	377,600
10	142,900	199,000	288,400	326,900	390,100
11	150,400	207,100	296,600	335,700	402,600
12	158,000	215,200	304,600	344,500	415,000
13	165,500	223,000	312,300	353,100	427,200
14	173,000	230,500	319,100	361,700	439,400
15	180,400	237,900	325,500	370,200	451,500
16	187,800	245,300	331,900	378,700	463,400
17	194,900	252,000	338,100	387,200	475,300
18	201,900	258,600	344,200	395,700	485,500
19	207,700	265,200	350,200	404,000	493,100
20	213,400	271,800	355,800	411,100	499,600
21	219,000	278,200	361,200	418,000	505,200
22	224,500	284,600	366,200	422,900	510,800
23	229,300	290,900	370,800	427,700	515,000
24	235,000	296,000	374,900	431,700	
25	239,900	300,900	378,600		
26	243,800	304,700	382,400		
27	247,500	308,200	385,900		
28	250,400	311,700			
29	253,300	315,200			
30	256,000	318,700			
31	258,700	321,900			
32	261,200				

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和六十三年十二月二十日 衆議院会議録第二十二号 一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 四六八

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)
イ 医療職俸給表(一)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
1	173,200	238,300	272,900	354,600
2	182,900	249,700	284,600	366,200
3	193,000	261,300	296,300	377,600
4	204,300	272,900	308,000	389,000
5	215,700	284,500	319,600	400,400
6	227,000	296,100	331,200	411,500
7	238,300	307,600	342,900	422,300
8	249,500	319,100	354,600	432,800
9	260,500	330,500	366,100	443,200
10	271,300	341,900	377,500	453,600
11	280,400	351,800	388,900	463,900
12	289,100	361,300	399,500	474,200
13	297,600	370,500	410,000	484,500
14	306,100	379,500	420,300	494,800
15	314,500	388,300	430,500	503,900
16	322,900	397,100	440,200	512,400
17	331,200	405,900	449,800	520,300
18	338,500	414,700	459,400	526,600
19	343,400	421,500	469,000	531,900
20	348,200	428,000	476,100	536,700
21	351,300	434,000	483,200	
22		438,300	488,000	
23		442,400	492,600	
24		446,400	497,200	
25		450,300	501,900	
26		454,000	506,200	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額	6 級 俸 給 月 額	7 級 俸 給 月 額	8 級 俸 給 月 額
1	102,300	125,200	158,700	181,300	214,100	251,000	281,400	341,700
2	105,700	130,700	166,100	189,100	223,000	260,300	292,900	354,000
3	109,400	137,500	173,600	197,000	232,000	269,700	304,400	366,600
4	114,000	144,200	181,200	205,000	241,000	279,400	316,100	379,300
5	118,600	151,000	188,900	213,100	250,000	289,000	327,700	392,000
6	123,700	157,800	196,700	221,200	259,100	298,600	339,300	404,700
7	129,200	164,600	204,600	229,500	268,100	308,200	350,900	417,300
8	135,700	171,300	212,500	237,700	277,000	317,300	362,400	429,900
9	142,300	178,300	220,500	245,700	286,000	327,300	373,800	442,300
10	148,200	185,100	228,500	253,700	295,100	336,800	384,400	454,600
11	153,500	191,800	236,200	261,600	304,000	346,300	394,900	462,000
12	158,700	197,700	243,700	269,300	312,700	355,200	404,000	468,600
13	163,700	203,600	251,000	277,000	320,900	364,000	411,100	474,800
14	168,200	209,400	258,400	284,300	328,700	371,200	418,000	480,700
15	172,600	215,000	265,500	291,600	335,100	377,900	424,800	486,200
16	176,800	220,400	272,500	297,500	341,400	382,400	429,400	490,700
17	180,900	225,500	279,000	303,000	346,900	386,600	433,700	
18	185,000	230,300	285,300	308,400	351,900	390,700		
19	188,100	235,000	290,000	312,400	356,000	394,800		
20	191,000	239,400	294,100	316,300	360,000	398,600		
21	193,800	242,800	297,900	319,800	363,900			
22	196,000	245,500	300,900	323,300	367,800			
23	198,000	248,000	303,600	326,400	371,400			
24		250,300	306,300	329,300				
25		252,700	308,900	332,100				
26		254,900	311,500					
27			314,000					
28			316,400					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和六十三年十二月二十日 衆議院会議録第二十二号 一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 四六九

ハ 医療職俸給表(三)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額	6 級 俸 給 月 額
1	107,200	123,200	164,800	185,100	214,600	246,000
2	111,100	129,000	171,100	192,100	222,400	254,600
3	115,200	134,600	178,100	199,100	230,200	263,400
4	119,200	140,700	185,000	206,100	237,900	272,500
5	123,200	146,700	191,900	213,100	245,600	281,800
6	129,000	152,600	198,700	220,200	253,100	291,100
7	134,500	158,600	205,600	227,300	260,600	300,300
8	140,500	164,600	212,300	234,400	268,000	309,600
9	146,500	170,400	219,200	241,500	275,300	318,900
10	152,200	176,400	225,900	248,500	282,500	328,200
11	158,000	182,300	232,700	255,400	289,700	337,500
12	163,700	188,100	239,400	262,300	297,000	346,600
13	169,100	193,800	246,100	269,100	304,300	355,700
14	174,500	199,400	252,900	275,900	311,500	364,400
15	179,800	204,900	259,600	282,600	318,900	373,000
16	185,100	210,400	266,200	289,100	326,100	380,900
17	190,100	215,800	272,600	295,600	333,100	388,700
18	195,100	221,000	278,900	302,000	339,200	395,900
19	200,000	226,200	285,100	308,500	344,000	402,300
20	204,900	231,500	291,200	314,000	348,500	406,600
21	209,600	236,700	297,300	319,200	352,900	410,600
22	214,100	241,700	303,000	324,200	356,500	414,300
23	218,500	246,900	307,900	328,000	360,000	
24	222,400	252,000	312,400	331,700	362,700	
25	226,000	257,100	316,800	335,000		
26	229,400	262,100	320,100	338,000		
27	232,700	266,600	323,400	340,900		
28	235,800	270,700	326,100	343,500		
29	238,300	274,800	328,800			
30	240,800	277,400	331,500			
31	243,200	280,000	334,000			
32	245,500	282,500				
33	247,700	285,000				
34	249,900	287,400				
35		289,800				

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和六十三年十二月二十日 衆議院会議録第二十二号 一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 四七〇

別表第九 指定職俸給表(第六条関係)

号 俸	俸 給 月 額
1	479,000
2	529,000
3	589,000
4	652,000
5	702,000
6	755,000
7	820,000
8	885,000
9	948,000
10	1,009,000
11	1,069,000
12	1,091,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

第二条 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。
 第二十二條第一項中「二万六千四百円」を「二万八千七百円」に改める。
 第三条 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中

甲 地	乙 地	丙 地
一〇五、三〇〇円	八一、六〇〇円	六一、〇〇〇円
七〇、二〇〇円	五四、四〇〇円	四〇、六〇〇円
三五、一〇〇円	二七、二〇〇円	二〇、三〇〇円

を

甲 地 六六、五〇〇円 四四、三〇〇円 二二、二〇〇円
 乙 地 五一、六〇〇円 三四、四〇〇円 一七、二〇〇円
 丙 地 三八、六〇〇円 二五、七〇〇円 一二、九〇〇円
 「二万六千円」を「二万六千五百円」に、「二万七千四百円」を「二万七千七百円」を、「五千五百円」に改める。

附則

1 (施行期日等)

この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定(一般職の職員の給与等に関する法律(以下「給与法」という。)) 第二十一條 第二項第二号及び第四号の改正規定を除く。
 次項及び附則第四項において同じ。及び次項から附則第八項までの規定 公布の日

二 第一条中給与法第十一条第二項第二号及び第四号の改正規定並びに第三条の規定 昭和六十四年四月一日

三 第二条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

2 第一条の規定による改正後の給与法(以下「改正後の給与法」という。)の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

(最高号俸等の切替え等)

3 昭和六十三年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員が切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に適用されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

4 切替日から第一条の規定の施行の日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与法(以下「改正前の給与法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員

及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与法及びこれに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

7 改正後の給与法の規定を適用する場合においては、改正前の給与法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

8 附則第三項から前項までに定めるものは、この法律(第三条の規定を除く。)の施行に關し必要な事項は人事院規則で定める。

理由

人事院の国会及び内閣に対する昭和六十三年八月四日付けの給与改定に関する勧告及び同日付けの寒冷地手当に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額並びに初任給調整手当、扶

養手当及び住居手当の額の改定等を行い、あわせて、北海道等に在勤する国家公務員に対して支給される寒冷地手当のうち基準額に加算する額の改定を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、昭和六十三年八月四日付けの給与の改定に関する人事院勧告及び寒冷地手当の改定に関する人事院勧告を、勧告どおり実施しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 一般職の職員の給与等に関する法律の一部改正

(一) 俸給表の改定

全俸給表の全俸給月額を改め、二千三百円ないし二万六千円引き上げること。

(二) 諸手当の改定

(1) 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を、二十三万九千円から二十四万六千円に引き上げるとともに、医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を、四万三千五百円から四万四千五百円に引き上げること。

とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を、四万三千五百円から四万四千五百円に引き上げること。

(2) 扶養手当について、配偶者に係る支給月額を一万五千円から一万六千円に、配偶者のない職員の扶養親族のうち一人に係る支給月額を一万円から一万五百円に引き上げること。

また、子、孫及び弟妹に係る扶養親族の要件を、満十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日までとすること。

(3) 住居手当について、家賃の月額が二万五百円を超えるときに支給される二分の一加算限度額を、月額八千五百円から一万五千円に引き上げること。

(4) 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、支給限度額を日額二万五千八百円から二万六千四百円に引き上げること。

また、この日額は、この法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日からは、二万八千七百円とすること。

以上のほか、俸給表の改定に伴う所要の切替措置等を定めることとしている。

2 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正

(一) 北海道に在勤する職員に支給される加算額を、次のように改めること。

昭和六十三年十二月二十日 衆議院会議録第二十二号

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒地手当に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

四七一

支給地域の区分	世帯主で扶養親族のある職員	世帯主で扶養親族のない職員	その他の職員
甲地	六六、五〇〇円 (現行一〇五、三〇〇円)	四四、三〇〇円 (現行七〇、二〇〇円)	三三、二〇〇円 (現行三五、一〇〇円)
乙地	五一、六〇〇円 (現行八一、六〇〇円)	三四、四〇〇円 (現行五四、四〇〇円)	一七、二〇〇円 (現行二七、二〇〇円)
丙地	三八、六〇〇円 (現行六一、〇〇〇円)	二五、七〇〇円 (現行四〇、六〇〇円)	一一、九〇〇円 (現行二〇、三〇〇円)

(一) 北海道以外の五級地、四級地に在勤する職員に支給される加算額の限度額を、次のように改めること。

世帯主で扶養親族のある職員	世帯主で扶養親族のない職員	その他の職員
一六、五〇〇円 (現行二六、一〇〇円)	一一、〇〇〇円 (現行一七、四〇〇円)	五、五〇〇円 (現行八、七〇〇円)

3 施行期日

(一) この法律のうち、給与法の給与額の改定に係る改正規定は、一部を除き、公布の日から施行し、昭和六十三年四月一日から適用すること。

(二) この法律のうち、扶養手当の扶養親族の要件及び寒冷地手当に係る改正規定は、昭和六十四年四月一日から施行すること。

議案の可決理由
本案は、昭和六十三年八月四日付けの給与の改定に関する人事院勧告及び寒冷地手当の改定に関する人事院勧告の趣旨にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して、日本共産党・革新共同の柴田隆夫君外一名から、寒冷地手当法に係る改正規定を削除し、題名を改める旨の修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。
本修正案に対して、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して高島総務庁長官より「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。
また、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費は、約七百八十億円である。
右報告する。

昭和六十三年十二月二十日

内閣委員長 竹中 修一

衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

寒冷地手当制度の趣旨にかんがみ、政府並びに人事院は、寒冷積雪地における公務員の生活実態に配慮し、今後における燃料価格の動向に対応して、必要に応じて寒冷地手当加算額の適切な改善を行うべきである。

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和六十三年十一月二十二日

内閣総理大臣 竹下 登

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百六万五千円」を「百九万七千円」に改め、同条第三項中「百三十万七千円」を「百三十三万八千円」に、「六十八万五千円」を「七十二万二千円」に改める。

第四条第二項中「二万五千八百円」を「二万六千四百円」に、「四万五千九百円」を「四万七千円」に改める。

第九条中「二万五千八百円」を「二万六千四百円」に改める。

別表第一の俸給月額欄中「一、七九二、〇〇円」を「一、八三五、〇〇円」に、「一、三〇七、〇〇円」を「一、三三八、〇〇円」に、「一、二四九、〇〇円」を「一、二七九、〇〇円」に、「一、〇六五、〇〇円」を「一、〇九一、〇〇円」に、「一、〇五五、〇〇円」を「一、〇八一、〇〇円」に、「一、〇四三、〇〇円」を「一、〇六九、〇〇円」に、「〇六九、〇〇円」を「〇九二、〇〇円」に、「九二六、〇〇円」を「九四八、〇〇円」に改める。

別表第二の俸給月額欄中「一、二四九、〇〇円」を「一、二七九、〇〇円」に、「一、〇五五、〇〇円」を「一、〇八一、〇〇円」に、「一、〇四三、〇〇円」を「一、〇六九、〇〇円」に、「〇六九、〇〇円」を「〇九二、〇〇円」に、「八二二、〇〇円」を「八四二、〇〇円」に改める。

別表第三の俸給月額欄中「四一九、〇〇円」を「四二八、六〇〇円」に、「三八三、八〇〇円」を「三九二、六〇〇円」に、「三四七、六〇〇円」を「三六〇、〇〇円」に改める。

「円」を「三五五、九〇〇円」に、「三一、七〇〇円」を「三一、九〇〇円」に、「二七、八〇〇円」を「二八、五〇〇円」に、「二四、八〇〇円」を「二五、四〇〇円」に、「二四、七〇〇円」を「二五、〇〇〇円」に、「二〇、六〇〇円」を「二一、〇〇〇円」に改める。

第二条 特別職の職員に給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「二万六千四百円」を「二万八千七百円」に、「四万七千円」を「五万五千円」に改める。

第九条中「二万六千四百円」を「二万八千七百円」に改める。

(国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)

第三条 国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(昭和六十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六条中「百五万五千円」を「百八万千円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律(第二条の規定を除く。次項において同じ。)による改正後の特別職の職員に給与に関する法律(以下「給与法」という。)及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(以下「昭和六十二年法律第六十五号」という。)の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

3 この法律による改正後の給与法又は昭和六十二年法律第六十五号の規定を適用する場合においては、この法律による改正前のこれらの法律に基づいて支給された給与は、それぞれこの法律による改正後のこれらの法律の規定による給与の内払とみなす。

理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員に給与の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員に給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
 本案は、特別職の職員について、一般職の職員に給与改定に併せてその俸給月額額の改定等を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 内閣総理大臣等の俸給月額を次のように引き上げること。(括弧内は現行)
 内閣総理大臣 百八十三万五千円(百七十九万二千円)
 國務大臣等 百三十三万八千円(百三十万七千円)
 内閣法制局長官等 百二十七万九千円(百二十四万九千円)
 政務次官等 百九万千円(百六万五千円)

内閣官房副長官等 百八万千円(百五万五千円)
 国家公安委員会委員等 百六万九千円(百四万三千円)
 公害等調整委員会の常勤の委員等 九十四万八千円(九十二万六千円)

2 大使及び公使の俸給月額について、國務大臣と同額の俸給を受ける大使は百三十万七千円から百三十三万八千円に、大使五号俸は百二十四万九千円から百二十七万九千円に、大使及び公使の四号俸以下は、一般職の職員の指定職俸給額の改定に準じ、百五万五千円ないし六十八万五千円から百八万七千円ないし七十七万二千円にそれぞれ引き上げること。

3 秘書官の俸給月額を、一般職の職員の給与改定に準じ、四十一万九千円(八号俸)ないし二十万六千円(一号俸)から四十二万八千六百円(八号俸)ないし二十一万二千円(一号俸)にそれぞれ引き上げること。

4 常勤の委員に日額の手当を支給する場合の支給限度額を、日額四万五千円から四万七千円に引き上げること。

また、この日額は、この法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日からは、五万千円とすること。

5 非常勤の委員に支給する手当の支給限度額を、日額二万五千八百円から二万六千四百円に引き上げること。

また、この日額は、この法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日からは、二万八千七百円とすること。

6 国際花と緑の博覧会政府代表の俸給月額を、百五万五千円から百八万千円に引き上げること。

7 この法律は、一部を除き、公布の日から施行し、昭和六十三年四月一日から適用すること。

以上のほか、この法律の適用に関し必要な措置等を定めることとしている。

二 議案の可決理由
 本案は、一般職の職員に給与改定の実情等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
 本案施行に要する経費は、約一億円である。右報告する。

昭和六十三年十二月二十日
 内閣委員長 竹中 修一
 衆議院議長 原 健三郎殿

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
 右
 国会に提出する。

昭和六十三年十一月二十二日
 内閣総理大臣 竹下 登

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律
 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。
 第二十五条第二項中「六万八千五百円」を「七万三千三百円」に改める。
 別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表(第四条—第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号 俸	指 定 職
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額		俸 給 月 額
1	188,900	266,000	298,700	336,600	384,100	1	479,000
2	197,600	276,200	311,100	349,900	400,100	2	529,000
3	206,400	286,400	323,500	363,200	416,200	3	589,000
4	215,400	296,700	336,000	376,500	432,400	4	652,000
5	226,000	307,400	348,700	389,900	448,500	5	702,000
6	235,600	318,000	361,400	403,300	464,600	6	755,000
7	245,200	328,600	374,000	416,800	480,600	7	820,000
8	254,900	339,100	386,600	430,300	496,500	8	885,000
9	264,700	349,600	399,000	443,600	512,100	9	948,000
10	274,500	360,100	411,300	456,400	527,500	10	1,009,000
11	284,500	370,600	422,900	467,100	539,400	11	1,069,000
12	294,500	381,000	434,500	477,400	547,000		
13	304,500	390,800	444,500	486,000	554,400		
14	314,700	400,500	452,300	493,900	561,300		
15	324,800	408,400	459,900	498,900	566,600		
16	334,900	415,800	465,100				
17	344,900	420,700	470,100				
18	354,700	425,300	475,100				
19	363,900	429,900					
20	372,100	434,300					
21	379,600	438,700					
22	386,100						
23	391,800						
24	396,900						
25	401,100						

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

昭和六十三年十二月二十日 衆議院会議録第二十二号 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和六十三年十二月二十日 衆議院會議録第二十二号

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及び同報告書 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

四七六

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。(俸給の切替等)
- 2 昭和六十三年四月一日(以下「切替日」という。)における職員の新俸給月額、附則第四項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級(当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあつては防衛庁職員給与法(以下「法」という。)別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(三)欄又は(四)欄をいう。以下同じ。)におけるその者が受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。(旧俸給月額を受けていた期間の通算)
- 3 前項の規定により切替日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)を定められる職員に対する切替日以後における最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第八条第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間)を新俸給月額を受ける期間に通算する。(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替等)
- 4 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給

- 5 月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。(切替期間における異動者の俸給月額等)
- 6 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間にあって、改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第 号)による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律別表第一、別表第五若しくは別表第六(ハを除く。)から別表第九までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。(切替日前の異動者の俸給月額等の調整)
- 7 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準する職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。(旧俸給月額等の基礎)
- 8 附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれ

- 9 に基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。(給与の内払)
- 10 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。(政令への委任)
- 11 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に必要事項は、政令で定める。

理由

一般職の国家公務員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、一般職の職員の給与改定の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等の改定等を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

- 1 参事官等及び自衛官の俸給月額を、一般職の職員の例に準じて改定すること。
- 2 防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当の月額を、六万八千五百円から七万七千三百円に引き上げること。
- 3 この法律は、公布の日から施行し、昭和六十三年四月一日から適用すること。

なお、事務官等の俸給のほか、扶養手当、住居手当及び医師等に対する初任給調整手当等については、一般職の職員の給与等に関する法律

の規定を準用し、又はその例によることとしているので、同法の改正によつて同様の改定が行われることとなる。

二 議案の可決理由

本案は、防衛庁職員の給与が一般職の職員の給与との権衡を考慮して定められている実情等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約三百七十億円である。

右報告する。

昭和六十三年十二月二十日

内閣委員長 竹中 修一
衆議院議長 原 健三郎殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和六十三年十一月二十二日

内閣総理大臣 竹下 登

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「百五万五千円」を「百八万五千円」に、「八十六万四千円」を「八十八万五千円」に改める。別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

判 事 補												判 事												区 分		報 酬 月 額															
十	十	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	八	七	六	五	四	三	二	一	最高裁判所長官	最高裁判所判事	東京高等裁判所長官	その他の高等裁判所長官	最高裁判所長官	最高裁判所判事	東京高等裁判所長官	その他の高等裁判所長官														
号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号					一、八三五、〇〇〇円	一、三三八、〇〇〇円	一、二七九、〇〇〇円	一、一八五、〇〇〇円	一、〇六九、〇〇〇円													
十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	八	七	六	五	四	三	二	一					九四八、〇〇〇円	八八五、〇〇〇円	七五五、〇〇〇円	六五二、〇〇〇円	五八九、〇〇〇円	四七九、〇〇〇円	三九四、二〇〇円	三五六、〇〇〇円	三三一、三〇〇円	三〇六、〇〇〇円	二八二、七〇〇円	二六六、五〇〇円	二四八、〇〇〇円	二三七、八〇〇円	二一四、七〇〇円	二〇五、四〇〇円	一九二、四〇〇円	一八四、三〇〇円

簡易裁判所判事

号	報酬月額
一 号	七五五、〇〇〇円
二 号	六五二、〇〇〇円
三 号	五八九、〇〇〇円
四 号	五二九、〇〇〇円
五 号	四一四、一〇〇円
六 号	三九四、二〇〇円
七 号	三五六、〇〇〇円
八 号	三三一、三〇〇円
九 号	三〇六、〇〇〇円
十 号	二八二、七〇〇円
十一 号	二六六、五〇〇円
十二 号	二四八、〇〇〇円
十三 号	二三七、八〇〇円
十四 号	二二四、七〇〇円
十五 号	二〇五、四〇〇円
十六 号	一九二、四〇〇円
十七 号	一八四、三〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、一般の政府職員の給与の改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額を改定しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

昭和六十三年十二月二十日 衆議院会議録第二十二号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和六十三年十二月二十日 衆議院會議録第二十二号 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

四七八

1 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、これに対応する内閣総理大臣その他の特別職の職員に俸給の増額をおおむね準じて、その他の裁判官の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額すること。

2 報酬月額額の改定は、昭和六十三年四月一日にさかのぼって行うこと。

二 議案の可決理由
 本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定しようとするものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費は、八億六千万円である。本案施行に要する経費は、八億六千万円である。右報告する。

昭和六十三年十二月二十日
 法務委員長 戸沢 政方
 衆議院議長 原 健三郎殿

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
 右
 国会に提出する。
 昭和六十三年十一月二十二日
 内閣総理大臣 竹下 登

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律
 検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。
 第九条中「五十七万五千円」を「五十八万九千円」に改める。
 別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区	分	俸給月額額
検事	検事長	一、三三八、〇〇〇円
次長	検事	一、〇九一、〇〇〇円
東京高等検察庁	検事長	一、一八五、〇〇〇円
その他	検事長	一、〇九一、〇〇〇円
	一 号	一、〇六九、〇〇〇円
	二 号	九四八、〇〇〇円
	三 号	八八五、〇〇〇円
	四 号	七五五、〇〇〇円
	五 号	六五二、〇〇〇円
	六 号	五八九、〇〇〇円
	七 号	五二九、〇〇〇円

検事	副検事	俸給月額額
八号		四七九、〇〇〇円
九号		三九四、二〇〇円
十号		三五六、〇〇〇円
十一号		三三一、三〇〇円
十二号		三〇六、〇〇〇円
十三号		二八二、七〇〇円
十四号		二六六、五〇〇円
十五号		二四八、〇〇〇円
十六号		二三七、八〇〇円
十七号		二二四、七〇〇円
十八号		二〇五、四〇〇円
十九号		一九二、四〇〇円
二十号		一八四、三〇〇円
一号		五二九、〇〇〇円
二号		四一四、一〇〇円
三号		三九四、二〇〇円
四号		三五六、〇〇〇円
五号		三三一、三〇〇円
六号		三〇六、〇〇〇円
七号		二八二、七〇〇円
八号		二六六、五〇〇円
九号		二四八、〇〇〇円
十号		二三七、八〇〇円
十一号		二二四、七〇〇円
十二号		二〇五、四〇〇円
十三号		一九二、四〇〇円

十四号	一八四、三〇〇円
十五号	一七一、七〇〇円
十六号	一六一、九〇〇円

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

理由

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、一般の政府職員の給与の改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額を改定しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、これに対応する国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額におおむね準じて、その他の検察官の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額すること。

2 俸給月額の改定は、昭和六十三年四月一日にさかのぼって行うこと。

二 議案の可決理由

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定しようとするものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、六億二千万円である。右報告する。

昭和六十三年十二月二十日

法務委員長 戸沢 政方

衆議院議長 原 健三郎殿

国会に置かれる機関の休日に関する法律案
右の議案を提出する。

昭和六十三年十二月二十日

提出者

議院運営委員長 三塚 博

国会に置かれる機関の休日に関する法律

（国会に置かれる機関の休日）

第一条 次の各号に掲げる日は、国会に置かれる機関の休日とし、当該機関の職務は、原則として行わないものとする。

一 日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の「国会に置かれる機関」とは、裁判官弾劾裁判所、裁判官訴追委員会、国立国会図書館

並びに各議院に置かれる事務局及び法制局その他法令に基づき各議院に置かれる機関で両議院の議長が協議して定めるものをいう。

3 第一項の規定は、国会に置かれる機関の休日に当該各機関がその権限を行使し、又はその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

（期限の特例）

第二条 国会に置かれる機関に対する申立てその他の行為の期限で法令で規定する期間をもつて定めるものが国会に置かれる機関の休日に当たるときは、国会に置かれる機関の休日の翌日をもつてその期限とみなす。ただし、法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附則

この法律は、行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）の施行の日から施行する。

理由

国会に置かれる機関において土曜閉庁方式による週休二日制を実施するため毎月の第二土曜日及び第四土曜日を当該機関の休日とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院会議録第十六号中正誤	改正	衆議院会議録第十八号中正誤	正
ベシ 段行 誤	正	ベシ 段行 誤	正
三三 九 附則第七十二条 第一項	第二項	三三 九 附則第七十二条 第二項	第二項
三三 一 第三十九條	第三十九條	三三 一 第三十九條	第三十九條

昭和六十三年十二月二十日 衆議院会議録第二十二号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒 105

東京都港区虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局
電報掛 三(亮)四三〇

定価
一〇部